

1 都市計画

市は都市計画法に基づき、その全市域が都市計画区域に指定されており、「市街化区域および市街化調整区域」や「地域地区」のほか各種の「都市施設」や「市街地開発事業」が都市計画決定されている。なお、平成 26 年 10 月 1 日より行政区域面積は 8,562ha となっているが、都市計画区域面積は約 8,564ha である。

1 市街化区域および市街化調整区域

【都市計画課】

種類	都市計画決定面積(ha)
市街化区域	約 5,551
市街化調整区域	約 3,013

2 地域地区

(1) 用途地域【都市計画課】

種類	都市計画決定面積(ha)
第一種低層住居専用地域	約 1,770
第一種中高層住居専用地域	約 1,274
第二種中高層住居専用地域	約 13
第一種住居地域	約 968
第二種住居地域	約 194
準住居地域	約 79
近隣商業地域	約 97
商業地域	約 285
準工業地域	約 317
工業地域	約 206
工業専用地域	約 348
計	約 5,551

(2) 特定街区【都市計画課】

名称	都市計画決定面積(ha)
本町 1 丁目特定街区	約 0.7

(3) 防火地域・準防火地域【都市計画課】

種類	都市計画決定面積(ha)
防火地域	約 36
準防火地域	約 384
計	約 420

(4) 高度地区【都市計画課】

種類	都市計画決定面積(ha)
第一種高度地区（最高限）20m	約 1,811
第一種高度地区（最高限）31m	約 93
第二種高度地区（最高限）20m	約 445
第二種高度地区（最高限）31m	約 794
計	約 3,143

(5) 高度利用地区【都市計画課】

名称	都市計画決定面積(ha)
本町 2 丁目地区	約 1.3
本町 7 丁目地区	約 1.4
本町 7 丁目第二地区	約 1.4
本町 1 丁目地区	約 1.3
本町 4 丁目地区	約 0.4
本町 1 丁目第二地区	約 0.3
計	約 6.1

(6) 風致地区【公園緑地課】

地区名	都市計画決定面積(ha)	区域
葛飾	95.0	東中山、西船、海神、印内町
中山競馬場	89.1	古作、行田、印内、上山町、行田町
法典	107.2	藤原
滝不動	217.0	夏見台、馬込町、金杉、金杉台、金杉町、二和西

(7) 生産緑地地区【都市計画課】

地区数	都市計画 決定面積(ha)
466 地区	約 162.38

(8) 駐車場整備地区【都市計画課】

名称	都市計画 決定面積(ha)
J R 船橋駅周辺駐車場整備 地区	約 190
J R 西船橋駅周辺駐車場整 備地区	約 34
計	約 224

(9) 臨港地区【都市計画課】

名称	都市計画 決定面積(ha)
千葉港臨港地区	約 93

3 地区計画【都市計画課】

名称	都市計画 決定面積(ha)
やよい町地区	約 2.7
やよい町第2地区	約 2.0
J R 東船橋駅周辺地区	約 49.1
坪井町小松地区	約 3.9
船橋日大前駅東地区	約 65.5
豊富・鈴身地区	約 48.0
飯山満地区	約 22.6
前原団地地区	約 13.0
前貝塚イートピア地区	約 12.2
新船橋駅東地区	約 11.9
高根台団地地区	約 31.2
小室東地区	約 13.3
上山ローズタウン地区	約 1.5
前原信和地区	約 4.1
前原東フレッシュタウン地区	約 9.1
しらさぎ地区	約 6.7
塚田駅南地区	約 5.8
南船橋駅南口地区	約 4.5
海老川上流地区	約 42.3

4 都市施設

(1) 道路【都市計画課】

番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1 3 1	海神町本中山5丁目線	23	約 3,490	
1 3 2	北千葉道路	23~25	約 670	
3 1 1	千葉ニュータウン中央線	76	約 1,580	
3 1 2	東京湾岸道路船橋線	50	約 3,520	
3 1 3	若松馬込町線	40	約 6,670	
3 3 4	小室町北線	25	約 690	
3 3 5	北習志野駅前線	22	約 720	北習志野駅交通広場 (約 7,600 m ²)
3 3 6	西船橋駅南線	22	約 110	
3 3 7	南本町馬込町線	22	約 5,480	
3 3 8	古作町前原東2丁目線	22	約 7,800	
3 4 9	船橋国道16号線	21	約 2,270	
3 4 10	船橋駅三田浜海岸線	20	約 1,530	J R 船橋駅南口交通広場 (約 11,700 m ²)
3 4 11	本町本海川線	20	約 260	
3 4 12	船橋駅天沼線	20	約 410	J R 船橋駅北口交通広場 (約 11,400 m ²)
3 4 13	天沼本町6丁目線	18	約 630	

番号			路線名	幅員 (m)	延長 (m)	備考
3	4	14	本町東線	18	約 1,370	
3	4	15	本郷町古作町線	18	約 2,670	
3	4	16	田喜野井御滝線	18	約 6,300	
3	4	17	船橋国道 1 4 号線	16	約 6,410	
3	4	18	海神町前原東 2 丁目線	16	約 5,790	
3	4	19	下総中山駅前線	16	約 190	J R 下総中山駅交通広場 (約 2,300 m ²)
3	4	20	印内習志野台線	16	約 10,550	
3	4	21	海神町二子町線	16	約 2,720	
3	4	22	西浦藤原町線	16	約 5,910	
3	4	23	夏見高根町線	16	約 3,150	
3	4	24	南海神湊町 3 丁目線	16	約 2,030	
3	4	25	宮本古和釜町線	16	約 9,150	
3	4	26	津田沼駅前原線	16	約 1,000	J R 津田沼駅北口交通広場 (約 7,400 m ²)
3	4	27	前原東飯山満町線	16	約 2,530	飯山満駅交通広場 (約 3,000 m ²)
3	4	28	三山東線	16	約 600	
3	4	29	三山習志野 5 丁目線	16	約 1,800	
3	4	30	習志野公団線	16	約 4,590	
3	4	40	海老川新駅前線	16	約 380	
3	4	41	海老川新駅前広場線	16	約 80	海老川新駅交通広場 (約 3,600 m ²)
3	5	31	西船橋駅印内線	12	約 900	J R 西船橋駅交通広場 (約 3,100 m ²)
3	5	32	中山東線	12	約 820	
3	5	33	藤原町馬込町線	12	約 4,050	
3	5	34	藤原町線	12	約 1,500	
3	5	35	前原東習志野台線	12	約 5,000	
3	6	36	東船橋競馬場線	11	約 1,200	
3	1	37	馬込町古和釜町線	40	約 7,070	
3	3	38	坪井駅前線	22	約 1,780	船橋日大前駅交通広場 (約 4,500 m ²)
3	4	39	坪井東線	16	約 450	
7	7	1	本町海神 2 丁目線	6	約 110	
7	7	2	海神 2 丁目線	6	約 650	
7	7	3	海神 1 丁目線	6	約 180	
7	7	4	本町 1 号線	5	約 180	
7	7	5	本町 2 号線	6	約 190	
7	6	6	本町 3 号線	8	約 110	
7	7	7	本町 4 号線	4	約 190	
7	7	8	本町 5 号線	6	約 310	
7	7	9	本町宮本 1 丁目線	6	約 570	
7	7	10	宮本 1 号線	6	約 320	
7	7	11	宮本 2 号線	4	約 130	

建設局

番号			路線名	幅員 (m)	延長 (m)	備考
7	7	12	宮本3号線	6	約 550	
計			55 路線 総延長 約 129, 310m			

(2) 都市高速鉄道【都市計画課】

名称	延長 (m)	備考
第1号線	約 7,770	JR 総武線
印西都市計画・船橋 都市計画 第2号線	約 4,990	北総線
第4号線	約 2,440	東武アーバン パークライン
第5号線	約 9,770	東葉高速線

名称	延長 (m)	備考
印西都市計画・船橋 都市計画 第6号線	約 12,820	北総線
第7号線	約 3,540	京成本線
東京都市計画 第5 号線	約 31,710	東京メトロ東西線
鎌ヶ谷都市計画 第 1号線	約 3,470	東武アーバンパー クライン
計	約 76,510	

(3) 公園、緑地【公園緑地課】

○総括表

種類	箇所数	都市計画決定面積 (ha)
街区公園	163	約 35.89 (0.18)
近隣公園	11	〃 29.40(1.63)
地区公園	2	〃 10.60
総合公園	2	〃 50.50(1.02)
運動公園	1	〃 19.00
都市緑地	49	〃 26.87 (0.09)
計	228	〃 172.26 (2.92)

* () 内は未開設

○一覧表

番号			公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
6	5	1	船橋市運動公園	約 19.00	運動公園
5	5	1	行田公園	〃 11.90	総合公園
5	5	2	アンデルセン公園	〃 38.60	〃
4	4	1	若松公園	〃 4.90	地区公園
4	4	2	法典公園	〃 5.70	〃
3	3	1	御滝公園	〃 3.10	近隣公園
3	3	2	高根木戸近隣公園	〃 2.00	〃
3	3	3	薬円台公園	〃 3.20	〃
3	3	4	北習志野近隣公園	〃 4.30	〃
3	3	5	小室公園	〃 2.70	〃

番号			公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
3	4	10	坪井近隣公園	約 5.40	近隣公園
3	3	11	大穴近隣公園	〃 2.60	〃
2	2	1	夏見台中央公園	〃 0.32	街区公園
2	2	2	夏見台東公園	〃 0.31	〃
2	2	3	夏見台南公園	〃 0.15	〃
2	2	4	夏見台北公園	〃 0.12	〃
2	2	5	小栗原蓮池公園	〃 0.20	〃
2	2	6	天沼弁天池公園	〃 0.94	〃
2	2	7	勝間田公園	〃 0.32	〃
2	2	8	高根木戸第1号公園	〃 0.37	〃

番号			公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
3	3	6	田喜野井公園	約 1.80	近隣公園
3	3	7	西船近隣公園	〃 1.10	〃
3	3	8	夏見台近隣公園	〃 1.30	〃
3	3	9	高才川緑地公園	〃 1.90	〃
2	2	13	北習志野第 2 号公園	〃 0.14	街区公園
2	2	14	北習志野第 3 号公園	〃 0.46	〃
2	2	15	北習志野第 4 号公園	〃 0.41	〃
2	2	16	北習志野第 5 号公園	〃 0.49	〃
2	2	17	北習志野第 6 号公園	〃 0.19	〃
2	2	18	北習志野第 7 号公園	〃 0.59	〃
2	2	19	北習志野第 8 号公園	〃 0.64	〃
2	2	20	北習志野第 9 号公園	〃 0.29	〃
2	2	21	北習志野第 10 号公園	〃 0.24	〃
2	2	22	宮本南公園	〃 0.22	〃
2	2	23	海神公園	〃 0.10	〃
2	2	24	大穴第 1 号公園	〃 0.11	〃
2	2	25	芝山中央公園	〃 0.13	〃
2	2	26	芝山南公園	〃 0.12	〃
2	2	27	芝山西公園	〃 0.10	〃
2	2	28	八木が谷第 1 号公園	〃 0.25	〃
2	2	29	八木が谷第 2 号公園	〃 0.20	〃
2	2	30	八木が谷第 3 号公園	〃 0.22	〃
2	2	31	大穴第 2 号公園	〃 0.37	〃
2	2	32	夏見公園	〃 0.17	〃
2	2	33	池の端公園	〃 0.21	〃
2	2	34	松が崎公園	〃 0.12	〃
2	2	35	正伯公園	〃 0.13	〃
2	2	36	檜の木公園	〃 0.10	〃
2	2	37	金杉公園	〃 0.12	〃
2	2	38	八木が谷北公園	〃 0.54	〃
2	2	39	藤原公園	〃 0.21	〃
2	2	40	三咲公園	〃 0.17	〃
2	2	41	小栗原北公園	〃 0.13	〃
2	2	42	小栗原中央公園	〃 0.14	〃
2	2	43	小栗原西公園	〃 0.10	〃
2	2	44	北本町公園	〃 0.11	〃
2	2	45	宮本台北公園	〃 0.98	〃
2	2	46	前原公園	〃 0.10	〃

番号			公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
2	2	9	高根木戸第 2 号公園	約 0.21	街区公園
2	2	10	高根木戸第 3 号公園	〃 0.71	〃
2	2	11	高根木戸第 4 号公園	〃 0.41	〃
2	2	12	北習志野第 1 号公園	〃 0.29	〃
2	2	51	習志野台 5 丁目公園	〃 0.27	〃
2	2	52	習志野台 8 丁目公園	〃 0.33	〃
2	2	53	三山北公園	〃 0.10	〃
2	2	54	三山公園	〃 0.10	〃
2	2	55	西習志野第 2 号公園	〃 0.12	〃
2	2	56	市場公園	〃 0.10	〃
2	2	57	八木が谷公園	〃 0.12	〃
2	2	58	古和釜公園	〃 0.23	〃
2	2	59	宮本台公園	〃 0.51	〃
2	2	60	みなと公園	〃 0.13	〃
2	2	61	本郷公園	〃 0.26	〃
2	2	62	本町北公園	〃 0.13	〃
2	2	63	海神東公園	〃 0.18	〃
2	2	64	丸山公園	〃 0.29	〃
2	2	65	田喜野井南公園	〃 0.16	〃
2	2	66	前原西公園	〃 0.10	〃
2	2	67	はまかぜ公園	〃 0.10	〃
2	2	68	海神町 2 丁目公園	〃 0.21	〃
2	2	69	西船みどり公園	〃 0.23	〃
2	2	70	前貝塚南公園	〃 0.18	〃
2	2	71	前貝塚北公園	〃 0.12	〃
2	2	72	二宮公園	〃 0.10	〃
2	2	73	前原東公園	〃 0.15	〃
2	2	74	金杉台公園	〃 0.32	〃
2	2	75	大穴第 3 号公園	〃 0.13	〃
2	2	76	飯山満南公園	〃 0.18	〃
2	2	77	田喜野井東公園	〃 0.13	〃
2	2	78	西船西公園	〃 0.15	〃
2	2	79	藤原南公園	〃 0.14	〃
2	2	80	松が丘公園	〃 0.30	〃
2	2	81	習志野台 8 丁目西公園	〃 0.16	〃
2	2	82	習志野台 8 丁目東公園	〃 0.13	〃
2	2	83	海神南浜公園	〃 0.15	〃
2	2	84	中野木川公園	〃 0.15	〃

建設局

番号			公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
2	2	47	印内公園	約 0.15	街区公園
2	2	48	夏見台 2 丁目ひまわり公園	〃 0.27	〃
2	2	49	緑台西公園	〃 0.32	〃
2	2	50	緑台中央公園	〃 0.82	〃
2	2	89	東船橋第 1 号公園	〃 0.14	〃
2	2	90	東船橋第 2 号公園	〃 0.19	〃
2	2	91	花輪公園	〃 0.13	〃
2	2	92	高野台公園	〃 0.20	〃
2	2	93	丸山若草公園	〃 0.10	〃
2	2	94	七ツ台公園	〃 0.13	〃
2	2	95	学園台中央公園	〃 0.16	〃
2	2	96	あさひ公園	〃 0.22	〃
2	2	97	公論坊公園	〃 0.13	〃
2	2	98	三咲旭台公園	〃 0.11	〃
2	2	99	前原北公園	〃 0.19	〃
2	2	100	本中山公園	〃 0.11	〃
2	2	102	古作町南公園	〃 0.14	〃
2	2	103	古作町北公園	〃 0.19	〃
2	2	104	西習志野夕日が丘公園	〃 0.11	〃
2	2	106	白梅公園	〃 0.11	〃
2	2	107	飯山満町 3 丁目公園	〃 0.17	〃
2	2	108	西習志野第 3 号公園	〃 0.12	〃
2	2	109	二和西公園	〃 0.65	〃
2	2	110	馬込沢公園	〃 0.11	〃
2	2	111	藤原どんぐり公園	〃 0.20	〃
2	2	112	飯山満くすの木公園	〃 0.34	〃
2	2	113	飯山満みずき公園	〃 0.13	〃
2	2	114	大穴新谷津公園	〃 0.33	〃
2	2	115	藤原こばと公園	〃 0.22	〃
2	2	116	二和白百合公園	〃 0.22	〃
2	2	117	滝の作向台公園	〃 0.27	〃
2	2	118	藤原さくら公園	〃 0.18	〃
2	2	119	薬円台南公園	〃 0.10	〃
2	2	120	西習志野高郷公園	〃 0.16	〃
2	2	121	札幌公園	〃 0.16	〃
2	2	122	前貝塚かるがも公園	〃 0.16	〃
2	2	123	北本町南公園	〃 0.18	〃
2	2	124	豊富町公園	〃 0.22	〃

番号			公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
2	2	85	みなと中央公園	約 0.18	街区公園
2	2	86	印内 1 丁目公園	〃 0.20	〃
2	2	87	小室南公園	〃 0.27	〃
2	2	88	小室北公園	〃 0.84	〃
2	2	129	咲が丘 3 丁目公園	〃 0.19	〃
2	2	130	海松台公園	〃 0.39	〃
2	2	131	浜竹公園	〃 0.18	〃
2	2	132	印内八幡公園	〃 0.14	〃
2	2	133	駿河台 2 丁目公園	〃 0.10	〃
2	2	134	田喜野井北公園	〃 0.27	〃
2	2	135	二子町公園	〃 0.11	〃
2	2	136	山手みどり公園	〃 0.22	〃
2	2	137	夏見 1 丁目あおぞら中央公園	〃 0.17	〃
2	2	138	浜町 2 丁目公園	〃 0.13	〃
2	2	139	新高根 5 丁目公園	〃 0.20	〃
2	2	140	海神蛇沼公園	〃 0.13	〃
2	2	141	大穴南公園	〃 0.13	〃
2	2	142	駿河台 1 丁目公園	〃 0.17	〃
2	2	143	松が丘 4 丁目みどり公園	〃 0.14	〃
2	2	144	坪井つばすみれ公園	〃 0.15	〃
2	2	145	坪井きりかぶ公園	〃 0.10	〃
2	2	146	坪井木のぼり公園	〃 0.15	〃
2	2	147	坪井木の実公園	〃 0.10	〃
2	2	148	坪井たんけん公園	〃 0.21	〃
2	2	149	上山町 1 丁目公園	〃 0.13	〃
2	2	150	新高根 6 丁目公園	〃 0.16	〃
2	2	151	浜町中央公園	〃 0.34	〃
2	2	152	前原西 6 丁目イチョウ公園	〃 0.10	〃
2	2	153	旭町 5 丁目公園	〃 0.17	〃
2	2	154	東船橋 5 丁目けやき公園	〃 0.12	〃
2	2	155	三山 2 丁目さくら公園	〃 0.13	〃
2	2	156	三山 6 丁目公園	〃 0.20	〃
2	2	157	薬円台 6 丁目公園	〃 0.18	〃
2	2	158	藤崎台公園	〃 0.12	〃
2	2	159	アルビス前原中央公園	〃 0.43	〃
2	2	160	小栗原東公園	〃 0.11	〃
2	2	161	北本町森のシティつつじ公園	〃 0.10	〃
2	2	162	北本町森のシティけやき公園	〃 0.10	〃

番号			公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
2	2	125	鈴身町つつじ公園	〃 0.21	〃
2	2	126	小室西公園	〃 0.19	〃
2	2	127	習志野 5 丁目ひまわり公園	約 0.15	街区公園
2	2	128	馬込公園	〃 0.32	〃

番号			公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
2	2	163	北本町森のシティさくら公園	〃 0.41	〃
2	2	164	小室はなみずき公園	〃 0.25	〃
2	2	165	小室こぶし公園	約 0.15	街区公園

番号	公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
第 1 号	夏見緑地	約 3.20	都市緑地
第 3 号	田喜野井緑地	〃 0.34	〃
第 4 号	長津川緑地	〃 0.73	〃
第 5 号	松が丘緑地	〃 1.30	〃
第 6 号	小室緑地	〃 0.89	〃
第 7 号	海神山緑地	〃 0.40	〃
第 8 号	八木が谷南緑地	〃 0.10	〃
第 9 号	中野木緑地	〃 0.18	〃
第 10 号	芝山東緑地	〃 0.31	〃
第 11 号	金杉緑地	〃 1.30	〃
第 12 号	丸山 3 丁目緑地	〃 0.20	〃
第 13 号	丸山の森緑地	〃 2.10	〃
第 14 号	豊富 1 号緑地	〃 0.98	〃
第 15 号	海神 5 丁目緑地	〃 0.32	〃
第 16 号	とよすず 1 号緑地	〃 0.52	〃
第 17 号	とよすず 2 号緑地	〃 0.05	〃
第 18 号	旭町緑地	〃 0.99	〃
第 19 号	芝山緑地	〃 0.85	〃
第 20 号	飯山満町城之下緑地	〃 0.13	〃
第 21 号	旭町 1 丁目緑地	〃 0.58	〃
第 22 号	行田 3 丁目緑地	〃 0.45	〃
第 23 号	大穴北 4 丁目緑地	〃 0.31	〃
第 24 号	丸山 2 号緑地	〃 0.36	〃
第 25 号	上山町 3 丁目緑地	〃 0.15	〃

番号	公園名	都市計画 決定面積(ha)	備考
第 26 号	宮本台緑地	約 0.32	都市緑地
第 27 号	前原東 5 丁目緑地	〃 0.07	〃
第 28 号	芝山 5 丁目緑地	〃 0.18	〃
第 29 号	北本町 2 丁目緑地	〃 0.10	〃
第 30 号	芝山 4 丁目緑地	〃 0.12	〃
第 31 号	八木が谷の森緑地	〃 0.53	〃
第 32 号	中野木 1 丁目緑地	〃 0.39	〃
第 33 号	大穴北 3 丁目緑地	〃 0.57	〃
第 34 号	坪井町 1 号緑地	〃 1.20	〃
第 35 号	坪井町 2 号緑地	〃 0.10	〃
第 36 号	坪井町 3 号緑地	〃 0.22	〃
第 37 号	坪井町 4 号緑地	〃 0.21	〃
第 38 号	夏見 3 丁目緑地	〃 0.21	〃
第 39 号	小室 1 号緑地	〃 0.70	〃
第 40 号	小室 2 号緑地	〃 0.26	〃
第 41 号	小室 3 号緑地	〃 0.77	〃
第 42 号	西船 4 丁目緑地	〃 0.36	〃
第 43 号	三咲 8 丁目緑地	〃 0.10	〃
第 44 号	高根台 2 丁目緑地	〃 0.13	〃
第 45 号	馬込町 2 号緑地	〃 0.15	〃
第 46 号	馬込町 3 号緑地	〃 0.26	〃
第 47 号	中野木 2 丁目緑地	〃 0.12	〃
第 48 号	咲が丘 1 丁目緑地	〃 0.27	〃
第 49 号	東船橋花輪緑地	〃 0.49	〃
第 50 号	藤原市民の森緑地	〃 2.30	〃

建設局

(4) 下水道【下水道河川計画課】

名称	都市計画下水道 決定面積(ha)	備考
第1号 公共下水道	約 1,243	公共下水道 (西浦処理区)
第6号 公共下水道	約 112	流域関連公共下水道 (印旛処理区)
第7号 公共下水道	約 1,342	流域関連公共下水道 (印旛処理区)

名称	都市計画下水道 決定面積(ha)	備考
第8号 公共下水道	約 340	流域関連公共下水道(江戸 川左岸処理区)
第9号 公共下水道	約 2,349	公共下水道 (高瀬処理区)
第10号 公共下水道	約 382	公共下水道 (津田沼処理区)

(5) し尿処理場【資源循環課】

名称	都市計画決定面積(ha)
船橋市西浦処理場	約 1.1

(7) 市場【地方卸売市場】

名称	都市計画決定 面積(ha)	備考
船橋市中央卸売市場 ※都市計画決定された名称であり、現在の 事業上の名称は「船橋市地方卸売市場」	約 12.3	271 t/日 (令和 5 年度 取扱高)

(6) ごみ処理施設【資源循環課】

ごみ焼却場

名称	都市計画 決定面積(m ²)	備考
船橋市北部清掃工場	約 47,900	処理能力 381t/日
船橋市南部清掃工場	約 33,000	処理能力 339t/日

ごみ処理場

名称	都市計画 決定面積(m ²)	備考
船橋市西浦資源リサ イクルセンター	約 8,400	処理能力 63t/日

(8) 火葬場【四市複合事務組合】

名称	都市計画決定面積	備考
四市複合事務組合斎場 ※都市計画決定された名称で あり、現在の事業上の名称は 「馬込斎場」	約 1.6 ha	火葬炉 15 基
四市複合事務組合 第2 斎場 ※都市計画決定された名称で あり、現在の事業上の名称は 「しおかぜホール茜浜」	約 25,000 m ²	火葬炉 12 基

5 市街地開発事業等

(1) 都市計画土地区画整理事業【都市整備課】

名称	都市計画 決定面積(ha)
北習志野土地区画整理事業	約 147.9
宮本台 〃	約 56.6
津田沼駅北口 〃	約 4
飯山満地区 〃	約 18.5

(3) 市街地再開発事業【都市整備課】

名称	都市計画 決定面積(ha)
船橋駅北口地区第一種市街地再開発事業	約 1.4
船橋駅北口第二地区第一種市街地再開発事業	約 1.4
船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発事業	約 0.9
船橋市本町二丁目中央街区第一種市街地再開発事業	約 0.35

坪井特定 〃	約 65.4
海老川上流 〃	約 42.3

船橋本町 4 丁目地区第一種市街地再開発事業	約 0.4
船橋本町 1 丁目地区第一種市街地再開発事業	約 0.3

(4) 促進区域【都市整備課】

名称	都市計画 決定面積(ha)
千葉北部地区新住宅市街地開発事業	約 90

名称	名称
船橋駅北口第二地区市街地再開発促進区域	約 1.4
坪井土地区画整理促進区域	約 65.4

2 鉄道対策

【道路計画課】

1 鉄道駅の分布状況

市内には、鉄道が 9 路線 35 駅あり、そのうち、JR 総武線、JR 京葉線、京成本線及び東京メトロ東西線は直接都心に乗り入れている。

また、JR 武蔵野線は JR 京葉線、東葉高速線は東京メトロ東西線、北総線は京成本線をそれぞれ経由して都心への乗り入れを行っている。他の路線も、東武アーバンパークラインは JR 船橋駅で、新京成線は JR 津田沼駅で都心へ向かう路線と連絡しており、これらの鉄道は市民の通勤・通学などのための重要な足となっている。

鉄道	概要
JR 総武線	船橋市の中心部を東西に横切り都心へ向かう路線。快速線と緩行線とに分かれて運行しており、市内の路線の中で利用客が最も多い。市内 5 駅。
JR 京葉線	京葉臨海地区から都心へ向かう路線。市内 1 駅。
JR 武蔵野線	船橋市西部を南北に走り、西船橋駅より JR 京葉線へ乗り入れている。市内 1 駅。
東京メトロ東西線	西船橋駅から都心へ向かう路線。市内 2 駅。
東武アーバンパークライン	船橋駅から北上する路線。市内 4 駅。
京成本線	船橋市の中心部を東西に横切り都心へ向かう路線。市内 7 駅。
新京成線	船橋市東部を南北に走る路線。市内 9 駅。
東葉高速線	西船橋駅から八千代市の東葉勝田台駅を結ぶ路線であり、東京メトロ東西線と相互乗り入れをしている。第三セクターの東葉高速鉄道株式会社が運行。市内 5 駅。
北総線	第三セクターの北総鉄道株式会社が、第 2 種鉄道事業区間の小室から印旛日本医大間を含めた 32.3km を、北総線として運行。市内 1 駅。

※第 2 種鉄道事業者：「鉄道事業法」では鉄道の整備と運営の主体が分離する場合があつて、第 2 種の場合他の鉄道事業者が整備した施設を借用して鉄道輸送を行う事業者である。

市内 35 駅における令和 5 年度の 1 日の平均乗降客数は、約 177.5 万人となっている。このうち、JR 船橋駅の乗降客数は約 25.1 万人、京成船橋駅は約 8.8 万人、東武船橋駅は約 11.2 万人であり、市内鉄道交通の拠点となっている。

2 鉄道駅のバリアフリー化の状況

市では、高齢者・障害者等が安全かつ快適に行動できるよう、平成 10 年度から鉄道駅にエレベーターやエスカレーターの設置を進めるための「船橋市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金」を交付しており、令和 4 年度までに市内 35 駅すべての駅においてバリアフリー化された経路が確保されている。

○バリアフリー化（段差解消）の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	京成	新京成	東武	JR	東葉高速	東京メトロ	北総
エレベーター等の設置により改札の内外において1つ以上バリアフリー化された経路がある駅	京成船橋 大神宮下 京成西船 東中山 船橋競馬場 海神 京成中山	前原 薬園台 習志野 北習志野 高根公団 高根本戸 滝不動 三咲 二和向台	船橋 塚田 馬込沢 新船橋	下総中山 西船橋 船橋 津田沼 東船橋 船橋法典 南船橋	北習志野 船橋日大前 飯山満 西船橋 東海神	原木中山 西船橋	小室

注意：東京メトロの「西船橋駅」と東葉高速の「西船橋駅」は同一駅。

3 道路

1 道路舗装状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

【道路管理課】

市道	区分	令和 4 年度累計	舗装率	令和 5 年度実施分	令和 5 年度累計	舗装率
実延長 1,182,171m	舗装	1,115,650m	94.10%	480m	1,116,130m	94.41%
実面積 7,220,600 m ²	未舗装	69,946m		－3,905m	66,041m	
認定本数 6,254 本	計	1,185,596m		－3,425m	1,182,171m	
橋りょう数 286 か所						
橋りょう延長 2,741m						

（国・県道の内訳）

○国道 延長 22,118m
舗装率 100%

○県道 延長 48,222m
舗装率 100%

2 都市計画道路の現状（令和 6 年 4 月 1 日現在）

【都市計画課】

路線数	総延長	整備延長	整備率
55 路線	約 129,310m	58,351m	45.1%

○改良状況

路線番号			路線名	都市計画（変更）決定			整備状況	
区分	規模	一連 番号		幅員(m)	延長(m)	最終告示 年月日	延長(m)	整備率(%)
1	3	1	海神町本中山 5 丁目線	23	約 3,490	昭. 63. 3. 18	2,393	68.6
1	3	2	北千葉道路	23～25	約 670	令. 3. 1. 12	0	0
3	1	1	千葉ニュータウン中央線	76	約 1,580	令. 3. 1. 12	1,580	100.0
3	1	2	東京湾岸道路船橋線	50	約 3,520	昭. 63. 3. 18	3,520	100.0
3	1	3	若松馬込町線	40	約 6,670	昭. 63. 3. 18	2,745	41.2
3	3	4	小室町北線	25	約 690	昭. 63. 3. 18	690	100.0
3	3	5	北習志野駅前線	22	約 720	昭. 63. 3. 18	720	100.0
3	3	6	西船橋駅南線	22	約 110	昭. 63. 3. 18	0	0
3	3	7	南本町馬込町線	22	約 5,480	平. 2. 7. 13	2,709	49.4
3	3	8	古作町前原東 2 丁目線	22	約 7,800	昭. 63. 3. 18	276	3.5
3	4	9	船橋国道 16 号線	21	約 2,270	昭. 63. 3. 18	2,270	100.0
3	4	10	船橋駅三田浜海岸線	20	約 1,530	昭. 63. 3. 18	1,260	82.4
3	4	11	本町本海川線	20	約 260	昭. 63. 3. 18	260	100.0
3	4	12	船橋駅天沼線	20	約 410	昭. 63. 3. 18	410	100.0
3	4	13	天沼本町 6 丁目線	18	約 630	昭. 63. 3. 18	630	100.0
3	4	14	本町東線	18	約 1,370	昭. 63. 3. 18	285	20.8
3	4	15	本郷町古作町線	18	約 2,670	昭. 63. 3. 18	1,728	64.7
3	4	16	田喜野井御滝線	18	約 6,300	昭. 63. 3. 18	258	4.1
3	4	17	船橋国道 14 号線	16	約 6,410	平. 2. 7. 13	444	6.9
3	4	18	海神町前原東 2 丁目線	16	約 5,790	平. 2. 7. 13	2,682	46.3
3	4	19	下総中山駅前線	16	約 190	昭. 63. 3. 18	0	0
3	4	20	印内習志野台線	16	約 10,550	平. 9. 8. 15	4,928	46.7
3	4	21	海神町二子町線	16	約 2,720	平. 2. 7. 13	1,343	49.4
3	4	22	西浦藤原町線	16	約 5,910	平. 13. 3. 13	4,609	78.0
3	4	23	夏見高根町線	16	約 3,150	昭. 63. 3. 18	498	15.8
3	4	24	南海神湊町 3 丁目線	16	約 2,030	昭. 63. 3. 18	1,071	52.8
3	4	25	宮本古和釜町線	16	約 9,150	平. 2. 7. 13	7,654	83.7
3	4	26	津田沼駅前原線	16	約 1,000	昭. 63. 3. 18	236	23.6
3	4	27	前原東飯山満町線	16	約 2,530	平. 9. 8. 15	1,508	59.6
3	4	28	三山東線	16	約 600	昭. 63. 3. 18	600	100.0
3	4	29	三山習志野 5 丁目線	16	約 1,800	昭. 63. 3. 18	272	15.1
3	4	30	習志野公団線	16	約 4,590	平. 7. 10. 3	2,914	63.5
3	4	40	海老川新駅前線	16	約 380	令. 6. 3. 26	0	0
3	4	41	海老川新駅前広場線	16	約 80	令. 6. 3. 26	0	0
3	5	31	西船橋駅印内線	12	約 900	昭. 63. 3. 18	205	22.8
3	5	32	中山東線	12	約 820	昭. 63. 3. 18	0	0

路線番号			路線名	都市計画（変更）決定			整備状況	
区分	規模	一連番号		幅員(m)	延長(m)	最終告示 年月日	延長(m)	整備率(%)
3	5	33	藤原町馬込町線	12	約 4,050	昭. 63. 3. 18	332	8.2
3	5	34	藤原町線	12	約 1,500	昭. 63. 3. 18	1,500	100.0
3	5	35	前原東習志野台線	12	約 5,000	平. 7. 10. 3	228	4.6
3	6	36	東船橋競馬場線	11	約 1,200	昭. 63. 3. 18	197	16.4
3	1	37	馬込町古和釜町線	40	約 7,070	昭. 63. 3. 18	0	0
3	3	38	坪井駅前線	22	約 1,780	平. 7. 10. 3	1,780	100.0
3	4	39	坪井東線	16	約 450	平. 7. 10. 3	450	100.0
7	7	1	本町海神 2 丁目線	6	約 110	昭. 63. 3. 18	110	100.0
7	7	2	海神 2 丁目線	6	約 650	昭. 63. 3. 18	326	50.2
7	7	3	海神 1 丁目線	6	約 180	昭. 63. 3. 18	180	100.0
7	7	4	本町 1 号線	5	約 180	昭. 63. 3. 18	180	100.0
7	7	5	本町 2 号線	6	約 190	昭. 63. 3. 18	190	100.0
7	6	6	本町 3 号線	8	約 110	昭. 63. 3. 18	110	100.0
7	7	7	本町 4 号線	4	約 190	昭. 63. 3. 18	190	100.0
7	7	8	本町 5 号線	6	約 310	昭. 63. 3. 18	310	100.0
7	7	9	本町宮本 1 丁目線	6	約 570	昭. 63. 3. 18	570	100.0
7	7	10	宮本 1 号線	6	約 320	昭. 63. 3. 18	320	100.0
7	7	11	宮本 2 号線	4	約 130	昭. 63. 3. 18	130	100.0
7	7	12	宮本 3 号線	6	約 550	昭. 63. 3. 18	550	100.0
合計			55 路線		約 129,310		58,351	45.1

4 建築

1 中高層建築物に伴う建築紛争の予防と調整

【宅地課】

船橋市環境共生まちづくり条例（第四章）を定め、中高層建築物を建築しようとする建築主に、一定範囲の近隣居住者等へ建築計画の説明を義務付けるとともに、建築紛争解決のために「あっせん」及び「調停」制度を設けている。

（１）条例（第四章）の目的

中高層建築物の建築によって建築主と近隣居住者等との間に生ずる建築紛争の予防と調整を図る。

○建築物

高さが 10m を超えるか、または地上階数が 3 以上のもの。ただし、地上階数が 3 で 10m 以下の自己居住の専用住宅を除く。

○建築主

建築物に関する工事の請負契約の注文者又は自らその工事をする者。

○工事施工者等

建築物に関する設計、工事又は工事監理の請負者。

○近隣居住者等

①建築物の敷地境界線から、建築物の高さの 2 倍の範囲内の居住者及び所有者

②冬至日において、建築物により午前 8 時から午後 4 時までの間に日影を生じる範囲内で、建築物からその高さの 2.5 倍の範囲内の居住者及び所有者

③建築物による電波障害の影響を著しく受ける者

(2) 建築主及び工事施工者等の責務

中高層建築物の建築を計画し、又は工事を施工するに当たっては、近隣居住環境が健全に維持されるように必要な対策、措置を講じ、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

(3) 建築紛争相談

あっせん員による建築紛争相談。開庁日（毎週月曜日から金曜日）の 13 時から 16 時まで。要予約。

(4) 調整制度

当事者の話し合いによって解決が得られない場合に、あっせん及び調停の二段階の制度により解決を図ろうとするものである。あっせん及び調停は、紛争当事者間の民事上の話し合いの延長線にあるものであり、裁判所の判決とは異なり強制力はない。

○あっせん員（令和 6 年 4 月 1 日現在）

委員名	備考
田村 誠志	弁護士
浅見 龍夫	元船橋市職員

○建築紛争調停委員会（令和 6 年 4 月 1 日現在）

委員名	備考
古沢 忠男	不動産鑑定士
横内 憲久	日本大学名誉教授
吉村 公雄	弁護士
上杉 浩介	弁護士
青木 達也	弁護士

2 ワンルーム形式共同住宅に伴う紛争の予防

【宅地課】

船橋市ワンルーム形式共同住宅に関する指導要綱を定め、ワンルーム形式共同住宅を建築しようとする建築主に、一定範囲の近隣居住者等へ建築計画の説明を義務付けている。

(1) 要綱の目的

ワンルーム形式共同住宅の建築計画及び管理について、建築主等に対する指導基準等を定めることにより、近隣居住者等との紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境を確保する。

○ワンルーム形式共同住宅

専用面積が 25 m²未満の住戸で、専ら単身者用として使用されるワンルーム形式住戸が 8 戸以上ある共同住宅または長屋

○建築主等

ワンルーム形式共同住宅の建築主、所有者又は管理者

○近隣居住者等

ワンルーム形式共同住宅の敷地境界線から、建築物の高さの 2 倍の範囲内の居住者及び所有者

建設局

(2) 建築主等の責務

ワンルーム形式共同住宅の建築及び管理にあたっては、近隣居住者等の居住環境に及ぼす影響に十分配慮しなければならない。

建築主等は、近隣居住者等との間にワンルーム形式共同住宅に関する紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じたときは、自主的に解決にあたらなければならない。

3 建築確認申請等件数（建築物）

【建築指導課】

上段：確認申請市受付件数

下段：指定確認検査機関確認済報告件数

区分 年度		住宅	店舗併用住宅	共同住宅	工場	その他	計
30	(市)	5	0	1	0	8	14
	(指定機関)	2,590	1	218	15	295	3,119
元	(市)	6	0	0	2	5	13
	(指定機関)	2,511	3	184	11	238	2,947
02	(市)	6	0	0	2	5	13
	(指定機関)	2,353	6	184	16	164	2,723
03	(市)	4	0	2	0	9	15
	(指定機関)	2,723	6	162	17	181	3,089
04	(市)	5	0	2	0	4	11
	(指定機関)	2,491	1	171	19	179	2,861
05	(市)	3	0	0	0	2	5
	(指定機関)	2,393	7	163	12	178	2,753

4 耐震診断助成制度

【建築指導課】

地震に強いまちづくりを推進するために、一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断、分譲マンション及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断等を実施する場合に、診断費用の一部を助成する制度。

(1) 木造住宅耐震診断助成事業

①対象建築物

○平成 12 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した市内に存する木造の一戸建て住宅又は併用住宅（住居部分が全体の 2 分の 1 以上のものに限る）

○地上階数が 2 以下で、在来軸組工法によって建築した住宅

②助成対象者

○助成対象住宅を所有し、かつ居住している者

○市税の滞納がない者

③助成金の額

○耐震診断に要する費用の 3 分の 2（上限 8 万円）

(2) マンション耐震診断助成事業

①対象建築物

○市内に存する区分所有法が適用される分譲マンション

○昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築工事に着手したもの

○鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積 1,000 m²以上かつ地階を除く階数が 3 以上

○住宅部分の床面積の合計が、住宅部分の床面積と非住宅部分の床面積の合計の 3 分の 2 以上

○住宅の戸数が 6 戸以上

○区分所有者が現に居住する住宅の戸数が全住宅戸数の 3 分の 2 以上

②助成対象者

○助成の対象となる分譲マンションの管理組合

○管理組合の集会において耐震診断実施等の決議が得られた者

○法人である管理組合又は収益事業を行っている管理組合の場合は市税の滞納がない者

③助成金の額

○耐震診断に要する費用に 3 分の 2 を乗じた額とし、次に定める額を限度とする

・予備診断は、34,000 円

・本診断は、全住宅戸数に 40,000 円/住戸を乗じた額（上限 180 万円）

(3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業

①対象建築物

○昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した市内に存する緊急輸送道路沿道建築物で、震災時に倒壊し道路を閉塞する可能性があるもの

②助成対象者

○緊急輸送道路沿道建築物の所有者又は管理組合

○市税の滞納がない者

○管理組合である場合は、管理組合の集会において耐震診断実施等の決議が得られた者

○所有者が複数いる場合は、耐震診断の実施について所有者全員の同意を得られた者

③助成金の額

○耐震診断に要する費用に 3 分の 2 を乗じた額とし、次に定める額を限度とする

・予備診断は、34,000 円

・本診断は、助成対象床面積のうち 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m²、1,000 m²を越えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²、2,000 m²を越える部分は 1,050 円/m²として計算した合計額の 3 分の 2（上限 200 万円）

5 耐震改修等助成制度

【建築指導課】

地震に強いまちづくりを推進するために、一定の要件を満たす木造住宅の耐震改修及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等を実施する場合に、費用の一部を助成する制度。

(1) 木造住宅耐震改修助成事業

①対象となる住宅

平成 12 年 5 月 31 日以前に建築工事に着手した市内に存する木造一戸建て住宅又は併用住宅（住居部分が全体の 2 分の 1 以上のものに限る）

※二段階耐震改修工事の場合は、昭和 56 年 5 月以前に建築工事に着手したもの

○地上階数が 2 以下で、在来軸組工法によって建築した住宅

○耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の住宅（耐震改修後、上部構造評点が 1.0 以上になるよう改善することが必要）

※二段階耐震改修工事の場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満のものを、次に該当する二段階に分けて行う工事

i) 一段階目 住宅全体の上部構造評点を 1.0 以上とする補強計画に基づきその一部を工事すること

により、住宅全体の上部構造評点を 0.7 以上又は 1 階の上部構造評点を 1.0 以上に向上する工事

ii) 二段階目 一段階目耐震改修工事ののち住宅全体を 1.0 以上に向上する工事

②助成対象者

○助成対象住宅を所有し、かつ居住している者

※ただし、所有者が複数いる場合は、耐震改修の実施について所有者全員の同意を得られた者

○市税の滞納がない者

③助成金の額

○助成対象費用の 5 分の 4（上限 100 万円）

※助成対象費用とは、居住の用に供する部分における耐震改修工事及び工事監理に要する費用の合計額

※二段階耐震改修工事の場合は、段階ごとに上限 50 万円

(2) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業

①対象建築物

○昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した市内に存する緊急輸送道路沿道建築物で、震災時に倒壊し道路を閉塞する可能性があるもの

○構造が耐震上著しく危険であると認められるもの

○建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないもの

○耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

②助成対象者

○緊急輸送道路沿道建築物の所有者又は管理組合

○市税の滞納がない者

○管理組合である場合は、管理組合の集会において耐震改修等実施等の決議が得られた者

○所有者が複数いる場合は、耐震改修等の実施について所有者全員の同意を得られた者

③対象となる事業

- ・耐震改修の結果、助成対象建築物が地震に対して安全な構造となるもの
- ・助成対象建築物の除却を行うもの

④助成金の額

○耐震改修

次に定める額のいずれか低い額（上限 1,800 万円）

・耐震改修工事及び工事監理に要する費用の合計額の 3 分の 2

・助成対象建築物の延べ面積に住宅あつては 34,100 円/㎡、住宅以外の建築物にあつては 51,200 円/㎡（助成対象建築物の耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が 0.3 未満である場合は 56,300 円/㎡）を乗じた額の 3 分の 2

○除却

次に定める額のいずれか低い額（上限 900 万円）

・除却工事に要する費用の 3 分の 2

・助成対象建築物の延べ面積に 25,600 円/㎡を乗じた額の 3 分の 2

6 既存建築物吹付けアスベスト対策助成制度

【建築指導課】

アスベストによる市民の健康被害を未然に防止し、市民生活の安全・安心を確保するため、既存民間建築物についてアスベストの分析調査及び除去工事等に要する費用の一部を助成する制度。

(1) 分析調査

①対象建築物

○市内にある建築物で、人が居住・執務・出入りする空間または外部にアスベスト吹付け材が露出しているもの。

ただし、次に該当する法人等が所有する建築物は除く。

- ・従業員が 300 人を超える企業
- ・資本金が 3 億円を超える企業
- ・独立行政法人等

②対象吹付け材

○アスベスト吹付け材である可能性がある綿状の吹付け材。

③助成金の額

○分析調査に要した費用の全額。ただし、その額が 10 万円を超えるときは 10 万円を限度とする。

(2) 除去工事等

①対象建築物

○分析調査に同じ。

②対象吹付け材

○事前調査または分析調査の結果、アスベスト吹付け材であることが確認されたもの。

③助成金の額

○除去工事等に要した費用に 3 分の 2 を乗じた額とする。ただし、その額が 120 万円を超えるときは 120 万円を限度とする。

7 船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成制度

【建築指導課】

地震発生時におけるコンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去をする際の費用の一部を助成する制度。

(1) 助成対象工事

○建築基準法第 42 条に定める道路又は小学校の通学路に面し高さが 1m を超える、市長が危険と判断したコンクリートブロック塀等重量のある塀の、全部又は一部の撤去

(2) 助成対象者

○危険ブロック塀等を所有する者（下記の場合を除く）

- ・市税の滞納がない者
- ・当該危険ブロック塀等が設置されている敷地で、すでにこの事業及び趣旨が同様並びに類似するものに基づいて補助金の交付を受けたことがある者等
- ・販売を目的として整地や建物解体工事をする際に危険ブロック塀等を撤去する者
- ・危険ブロック塀等を法人が所有する場合

(3) 助成額

○ブロック塀等の長さ 1 メートル当たり 1 万円まで

○上記かつ 1 事業あたり 10 万円まで

8 ラブホテル建築規制

【宅地課】

船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例を定め、ホテル等の建築に対し、従来の善良な風俗を乱さない

建設局

よう指導にあたっている。

(1) 条例の目的

ラブホテルの建築に関して必要な規制を行うことにより、良好な生活環境を保持するとともに青少年の健全な育成に資する。

(2) ラブホテル

ホテル等のうち専ら異性を同伴する客に利用させるもので、規則で定める構造及び設備を有しないものの。

※ホテル等

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業のための施設。

(3) 規制区域 第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・風致地区の全域においてはラブホテルは建築できない。

(4) 違反者への措置

意見陳述のための手続及び違反事実の公表等を行うと共に、工事中止命令に従わない者には懲役または罰金を科する。

(5) 規制区域外

地域の実情に即した必要な勧告を行う。

(6) 届出

ホテル等を建築（増改築、大規模の修繕及び模様替並びに屋外広告物の設備も含む。）する場合は、確認申請前に届出をしなければならない。

(7) 審議会

ホテル等の建築に関し、同意の可否を決定するに当たり必要な事項を審議するため、ホテル等審議会に諮問する。

(8) 経営者の責務

ホテル等を経営または経営しようとする者は善良な風俗を乱さないように努めなければならない。

(9) 立入調査

必要に応じて職員を建築物または建築現場へ立ち入らせ、調査させることができる。

9 市街化調整区域の開発指導

【宅地課】

市街化調整区域の開発行為に伴う開発指導にあたる。

(1) 「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例」による開発行為等について、開発計画の審査を行っている。

(2) 開発行為を伴わない建築計画について、都市計画法第 43 条第 1 項に規定する許可及び同法施行規則第 60 条に規定する証明書交付の審査を行っている。

10 宅地開発の指導

【宅地課】

船橋市環境共生まちづくり条例（第三章・地域環境との共生）及び船橋市宅地開発事業に関する要綱を定め、宅地開発事業の指導にあたっている。

(1) 条例・要綱の目的

開発行為及び開発行為を伴わない 3 階以上の住宅建築事業の適正な施行を指導することにより、自然破壊

および災害を未然に防止し、都市施設の整備を図り、もって地域住民の生活環境を保全する。

○適用対象は面積が 500 ㎡以上のもの。

(2) 事業者の責務

事業者は条例・要綱を遵守するとともに、道路、公園緑地、排水施設、消防施設等を船橋市宅地開発事業施設整備基準に適合するよう計画しなければならない。

(3) 開発行為許可状況（面積単位 ㎡）

区分 年度	開発目的								計	
	戸建・宅地		共同住宅		社宅・寮		その他		件数	面積
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
30	60	150,690	10	76,605	0	0	7	14,571	77	241,866
1	51	143,504	11	121,276	0	0	11	13,727	73	278,507
2	44	111,513	14	17,544	0	0	10	31,087	68	268,841
3	67	132,889	14	18,931	0	0	6	11,865	87	163,687
4	68	151,617	5	13,691	0	0	12	30,363	85	195,671
5	57	120,086	10	21,826	0	0	9	48,495	76	190,407

11 国土利用計画法に基づく土地取引の制度

【宅地課】

○目的

土地の投機的取引及び地価の高騰による国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ適正合理的な土地利用を確保するため、売買等土地取引を行った場合は、土地に関する権利を取得した者に届出を義務付けし土地の利用目的について審査を行っている。

《概要》土地に関する権利を取得した場合、契約日から 2 週間以内の届出を義務付けている。

届出の対象となる土地 市街化区域で 2,000 ㎡以上の土地

市街化区域以外の都市計画区域内で 5,000 ㎡以上の土地

※一団の土地 合計すると上記の面積以上となる一団の土地を取得した場合も届出が必要

※土地に関する権利 所有権、地上権、賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利。

○土地売買等届出件数

区分 \ 年度	1	2	3	4	5
市街化区域	47	36	36	34	23
市街化調整区域	5	4	2	12	6
計	52	40	38	46	29

12 家賃債務保証支援事業

【住宅政策課】

住み替えにあたって、家賃債務保証会社（国の家賃債務保証業者登録制度に登録している業者に限る）と家賃債務保証契約を締結する対象世帯（高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等）に対して、費用の一部を助成している。

(1) 対象世帯

市内に 1 年以上居住し、住民基本台帳に登録されている者で次のいずれかにあてはまる世帯。

○全員が 60 歳以上の世帯

- 小学校就学前の子供を含む世帯
- 18歳未満の者と同居し、扶養するひとり親世帯等
- 身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）、療育手帳（㊤の1～Bの1）、戦傷病者手帳（第1款症以上）の交付を受けている者がいる世帯等

（2）対象要件

- 国の家賃債務保証業者の登録制度に登録している家賃債務保証会社等と家賃債務保証契約を締結する者
- 賃貸人と民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結する者
- 世帯の年間所得（入居者全員の総所得金額から公営住宅法施行令に定める各種控除を差し引いた額）が2,568,000円以下であること
- 市内の民間賃貸住宅へ転居する世帯
- 生活保護法に規定する被保護世帯でないこと
- 市税を滞納していないこと
- 同一住戸に入居する世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

（3）助成金の額

初回保証料の2分の1（ただし15,000円を上限とする）

13 マンション管理士等派遣事業

【住宅政策課】

分譲マンションの管理組合の適切な運営及びマンション管理を支援し、市民の良好な居住環境の確保を図ることを目的として、国家資格であるマンション管理士や建築士の資格所有者を、要望のあったマンション管理組合へ無料で派遣し、管理組合において生じる様々な問題の相談に応じる。

また、希望のあったマンション管理組合へ出向き、マンション管理士等がセミナーを行う。

（1）対象

市内の分譲マンションの管理組合

（2）相談内容

- 管理組合の運営及び管理規約等に関すること
- 維持管理費又は修繕積立金の財務に関すること
- 管理委託契約、大規模修繕計画、長期修繕計画等に関すること

14 市営住宅

【住宅政策課】

(1) 種別及び戸数（令和6年4月1日現在）

○直接建設型

名称	種別	戸数
二和東第二団地	一般	96
海神三丁目団地	一般	90
	障害	6
馬込町団地	一般	47
	ひとり親	6
	老人	1
二宮第一団地	一般	29
	老人	1
藤原団地	一般	71
	老人	1
	障害	4
	ひとり親	12
二宮第二団地	一般	39
	老人	1
滝台町団地	一般	18
薬円台団地	一般	79
	老人	1
	障害	2
二和東第一団地	一般	75
	障害	2
	老人	2

名称	種別	戸数
大穴南団地	一般	54
	老人	7
	障害	2
前原団地	一般	56
	連絡員	1
	老人	1
	障害	1
三山団地	一般	86
	老人	11
	障害	8
	ひとり親	7
	連絡員	1

○借上型

名称	種別	戸数
金杉借上福祉住宅 (コーポスズ)	一般	5
	老人	3
	障害	1
	連絡員	1

名称	種別	戸数
湊町借上公営住宅 (魚水庵)	一般	6
	老人	10
	障害	2
	連絡員	1

名称	種別	戸数
習志野台借上福祉住宅 (成江習志野台ハイツ)	一般	5
	老人	3
	障害	1
	連絡員	1
藤原借上福祉住宅 (ベルデ藤原)	一般	54
	老人	12
	障害	2
	連絡員	1
咲が丘借上福祉住宅 (こむはうす2)	一般	5
	老人	3
	障害	1
	連絡員	1
南本町借上福祉住宅 (ゆう・さざなみ)	一般	5
	老人	2
	障害	2
	連絡員	1
二宮借上福祉住宅 (カムイ・アイカム)	一般	5
	老人	3
	障害	1
	連絡員	1
夏見台借上公営住宅 (ソルーチェ夏見台)	一般	23
	老人	22
	障害	3
	連絡員	1
夏見借上公営住宅 (ヒルトップ矢野C棟)	一般	15
	老人	19
	障害	3
	ひとり親	2
	連絡員	1

名称	種別	戸数
薬円台借上公営住宅 (サンライズ薬円台)	一般	10
	老人	14
	障害	2
	ひとり親	3
	連絡員	1
新高根借上公営住宅 (エトワール仲村)	一般	10
	老人	14
	障害	2
	ひとり親	3
	連絡員	1
飯山満町借上公営住宅 (ウェルフェアポート)	一般	10
	老人	14
	障害	2
	ひとり親	3
	連絡員	1
上山町借上公営住宅 (パレド上山2号館)	一般	7
	老人	8
	障害	2
	ひとり親	3
	連絡員	1

名称	種別	戸数
田喜野井借上公営住宅 (グレイスフォート)	一般	7
	老人	8
	障害	2
	ひとり親	2
	連絡員	1
東船橋三丁目借上公営住宅 (グリタァカネコ)	一般	8
	老人	7
	障害	2
	ひとり親	2
	連絡員	1
行田第一借上公営住宅 (シティー・ホレスト)	一般	12
	老人	15
	障害	3
	ひとり親	3
	連絡員	1

名称	種別	戸数
大穴南借上公営住宅 (グリーンパーク滝不動)	一般	15
	老人	16
	障害	4
	ひとり親	4
	連絡員	1
高根台借上公営住宅 (ベルファミーユ高根台)	一般	15
	老人	16
	障害	4
	ひとり親	4
	連絡員	1
芝山第一借上公営住宅	一般	53
行田第二借上公営住宅	一般	57
	ひとり親	4
行田第三借上公営住宅	一般	57
	ひとり親	1
小室町借上公営住宅	一般	5
	障害	3
	ひとり親	2
芝山第二借上公営住宅	一般	14
	老人	6
芝山第三借上公営住宅	一般	2
	老人	1
金杉台第一借上公営住宅	一般	1
金杉台第二借上公営住宅	ひとり親	1

(2) 市営住宅空家募集状況

年月 区分	令和5年6月			令和5年9月			令和5年12月			令和6年3月		
	戸数	応募数	倍率	戸数	応募数	倍率	戸数	応募数	倍率	戸数	応募数	倍率
一般	19	62	3.26	13	58	4.46	12	50	4.17	10	20	2.00
障害	1	1	1.00	1	0	0.00	2	6	3.00	3	6	2.00
ひとり親	1	2	2.00	2	5	2.50	2	4	2.00	3	8	2.67
老人	8	80	10.00	5	10	2.00	4	44	11.00	2	5	2.50
連絡員										2	29	14.50
合計	29	145	5.00	21	73	3.48	20	104	5.20	20	68	3.40

15 結婚新生活支援事業

【住宅政策課】

若年世帯の婚姻に伴う新生活の住居確保に係る初期費用を助成することにより経済的負担の軽減を行う。

(1) 対象要件

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- 婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下であること。
- 夫婦の所得の合算額が500万円未満であること。
- 夫婦のどちらかが住宅の取得、賃借又はリフォームに係る契約を令和7年3月31日までに締結していること。
- 夫婦のどちらかが住宅の取得、賃借、リフォーム又は引越に係る支払を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間にしていること。
- 夫婦の双方又は一方が令和7年3月31日までに当該住宅の所在地に転居していること。
- 助成金申請時において夫婦の双方の住所が当該住宅の所在地であり、住民基本台帳に記録されていること。
- 過去に結婚新生活支援事業に係る助成（他の自治体を実施するものを含む。）及び他の法令等による国又は地方公共団体からの同種の補助を受けていないこと。
- 船橋市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 市税を滞納していないこと。

(2) 助成金額

- 住宅の取得、賃貸、リフォーム及び引越に係る費用の合計額（上限30万円）
- ※住宅を取得し、親世帯と近居又は同居した場合は、上限が40万円。（住宅の取得に係る契約を締結する前に届出が必要）

16 親世帯・子育て世帯近居同居支援事業

【住宅政策課】

親世帯と子育て世帯が近居又は同居するために必要な費用を助成することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう支援している。

(1) 対象要件

- 住宅の建築又は購入に係る契約を締結する前に、市に届出をしていること。（但し、令和6年6月以前の契約については、経過措置を設けているため事前届出は不要）

○親世帯又は子育て世帯が新たに建築又は購入した市内の住宅に令和 5 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に転居することにより市内で近居※又は同居すること。

※近居：同一の小学校区、又は直線距離が 1.2km 以内の範囲に居住すること。

○子育て世帯に 18 歳以下の子ども※（出産予定を含む）が同居していること。

※18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで

○親世帯又は子育て世帯が市内に 1 年以上居住しており、住民基本台帳に記録されていること。

○申請する世帯が、生活保護法に規定する被保護世帯ではないこと。

○親世帯と子育て世帯の全員が、船橋市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

○市税を滞納していないこと。

○転居後の住所が住民基本台帳に記録されていること。

○過去にこの事業の助成を受けていないこと。

○建築基準法その他関係法令の基準に適合する住宅であること。

○転居した世帯が最低居住面積水準を満たしていること。

○耐震性能を有していること。

（2）助成金の額

○10 万円

17 高齢者住み替え支援事業

【住宅政策課】

市内に居住している高齢者が、身体的、経済的な理由等により住環境を改善するため、市内の賃貸住宅に住み替える場合に助成（上限 15 万円）を行い、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で住み続けられるように支援している。

（1）対象世帯

○市内から市内の賃貸住宅へ転居し、転居後の住所が住民基本台帳に記録されていること。

○立退き料を受領していないこと。

○転居先が 1 階又はエレベーターのある賃貸住宅であること。

○転居先が耐震性能を有する建物であること。

○満 65 歳以上の者のみで構成される世帯であること。

○同一住戸に入居する世帯の年間所得（入居者全員の総所得金額から公営住宅法施行令に定める各種控除を差し引いた額）が 2,568,000 円以下であること。

○市内に 1 年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること。

○市税を滞納していないこと。

○船橋市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

○生活保護法に規定する被保護世帯でないこと。

○本助成を過去に受けたことがないこと。

※賃貸住宅とは自ら所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払い、自己の居住用として使用する賃貸住宅（UR 賃貸住宅を含む）をいう。

また、以下の住宅は対象外とする。

○市営住宅、県営住宅、サービス付き高齢者向け住宅

○申請を行う者及びその同居する者の 2 親等以内の親族が所有する住宅

(2) 助成金の額

①、②、③の合算額（上限 15 万円）

①仲介手数料（全額、または月家賃の半額に消費税額を加えた額のいずれか低い方）

②礼金（全額）

③引越費用の半額

18 住宅バリアフリー・断熱改修支援事業

【住宅政策課】

自宅のバリアフリー・断熱改修に要する費用の一部を助成することにより、転倒やヒートショック等による事故を防止し、住み慣れた住宅に安心して長く居住することができるよう支援している。

(1) 対象世帯

○住民基本台帳に記録されていること。

○原則として申請者及びその同居する世帯全員が下記の認定または交付を受けていないこと

・介護保険の要支援・要介護の認定

・身体障害者手帳 1、2 級の交付。

・療育手帳㊤の 1 から A の 2 の交付。

※断熱改修工事については、この要件に関係なく、助成を受けることが出来る。

○過去に同一所有者が同一の住宅で、この要綱による助成のほか、市の他の住宅改修費などによる補助金等の交付を受けていないこと。

○申請者及びその同居する者全員が生活保護法に規定する被保護者でないこと。

○申請者及びその同居する者全員が市税を滞納していないこと。

○申請者及びその同居する者全員が船橋市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

○申請者自らが所有し、当該住宅に居住していること。

○市内に 1 年以上居住していること

(2) 住宅・施工者要件

○市内に既存する住宅であること。

※併用住宅の場合は、居住部分を対象とする。また、共同住宅の場合は、専有部分のみを対象とする。

○登記されている住宅であること。

○建築基準法その他関係法令の基準に適合する住宅であること。

○市内に支店等を有する又は対象となる住宅の建設を行った施工者であること。

(3) 対象工事（※合算額が 3 万円以上の工事）

○手すりの設置、スロープの設置、室間の段差解消、浴室の改修、トイレの洋式化、引戸等への変更、廊下等の拡幅、断熱改修、椅子式階段昇降機の設置

(4) 助成金の額

○助成対象の工事費用の 10 分の 3 を助成(上限 8 万円)

※工事着手前に申請が必要

19 分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業**【住宅政策課】**

分譲マンションの共用部分及び敷地のバリアフリー化等に必要な費用の一部を助成することによって、分譲マンションの質の向上を促進するとともに、安心して暮らせる環境づくりを支援している。

(1) 対象要件

- 市内に既存する建築基準法その他関係法令の基準に適合する分譲マンションであること。
- 区分所有法第3条の規定によりマンション管理規約が定められていること。
- 過去にこの要綱による助成を受けていないこと。
- 区分所有法第37条第1項の規定により、集会の決議がされていること。
- 上記の全ての要件に該当している分譲マンションの管理組合の代表者が申請者であること。

(2) 対象工事

- 手すりの設置、スロープの設置、床のノンスリップ化、点字ブロックの設置、通路・開口部の拡幅又は改修、エレベーターの設置等、断熱改修、椅子式階段昇降機の設置

(3) 助成金の額

- 対象工事費用の3分の1、又は助成の対象となる分譲マンションの専有部分（店舗・事務所等を除く）の戸数に2万円を乗じた額のいずれか低い額を助成する（上限60万円）。

20 家賃低廉化事業**【住宅政策課】**

月額家賃のうち最大2万円を賃貸人に補助することにより、家賃を低くすることで、所得が低く住まい探しが困難な高齢者等が入居しやすくするよう支援している。

(1) 対象世帯

- 入居世帯の年間所得（入居者全員の総所得金額から公営住宅法施行令に定める各種控除を差し引いた額）が1,896,000円以下であること。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないものであること。
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団員ではないこと。
- 自ら住宅を所有していないこと。
- 入居者世帯の世帯員のうちいずれかが、市内に半年以上在住し、住民基本台帳に登録していること。

(2) 対象住宅

- 住戸の床面積が25㎡以上あること。（平成19年3月までに着工されたものである場合は18㎡以上）
- 2階以下の住戸または3階以上の場合にはエレベーターが設置されていること。
- 本来家賃が5万円以下であること。
- その他要件あり。

(3) 助成金の額

- 対象世帯が入居した場合に月額家賃の一部を補助する（原則20年間。上限2万円）。

5 土地区画整理事業

【都市整備課】

1 事業概要

船橋市における土地区画整理事業については、船橋市に人口が集中する昭和 30 年代の後半に新京成線の沿線に独立行政法人都市再生機構の前身である旧日本住宅公団による大規模団地の建設がはじまり土地区画整理事業が本格的にスタートした。

その後、昭和 41 年に組合施行による土地区画整理事業が開始され、昭和 53 年に土地区画整理事業助成規則を制定した。

今日までに 19 地区約 446.1ha の土地について完了しており、2 地区約 60.8ha が施行中である。

事業主体別には、公共団体施行として 3 地区約 78.9ha（うち 1 地区 18.5ha が施行中）、都市再生機構施行として 2 地区約 213.3ha、個人・組合施行として 16 地区約 214.7ha（うち 1 地区 42.3ha が施行中）である。

土地区画整理事業による整備面積は船橋市の市街化区域 5,551ha の約 8.0%であるが、他市に比べ低い状況にあり、依然として計画的な市街地の整備が求められている。

（１）公共団体施行

施行地区名	施行面積 (ha)	事業費 (百万円)	施行年度
宮本台（市）	56.6	1,411	昭和 42～平成 6
津田沼駅北口 （県）	12.0 (船橋 3.8)	7,427	昭和 45～平成元
飯山満地区（市） （施行中）	18.5	11,600	平成 3～令和 12

（２）都市再生機構施行

施行地区名	施行面積 (ha)	事業費 (百万円)	施行年度
北習志野	147.9	2,034	昭和 39～昭和 42
坪井	65.4	14,807	平成 8～平成 22

（３）個人施行

施行地区名	施行面積 (ha)	事業費 (百万円)	施行年度
高根木戸	73.0	423	昭和 37～昭和 39

（４）組合施行

施行地区名	施行面積 (ha)	事業費 (百万円)	施行年度
宮本町南部	7.3	79	昭和 41～昭和 43
薬園台東部	4.1	112	昭和 45～昭和 50
薬園台西部	6.9	260	昭和 45～昭和 51
小栗原	16.4	1,019	昭和 46～昭和 52
前貝塚第一	9.0	2,968	昭和 51～昭和 62
藤原	5.2	965	昭和 60～平成 4
薬園台北部	14.5	3,986	昭和 49～平成 10
古作町	10.5	3,542	昭和 53～平成 5
前貝塚第二	5.3	3,635	平成元～平成 10
芝山	1.0	244	平成 7～平成 10
印内	2.5	794	平成 9～平成 12
行田	1.7	287	平成 10～平成 12
三咲	1.7	317	平成 12～平成 14
小室	13.3	2,999	平成 20～平成 27
海老川上流	42.3	19,150	令和 3～令和 14

2 助成規則の概要

（１）土地区画整理事業

①助成要件

市は健全な住宅市街地を促進するため、次の一定の要件を充足する土地区画整理組合に対し、助成金を交付している。

- 事業の施行地区が市街化区域にあり、かつ、施行面積が **3ha** 以上であること。
- 事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場、河川等公共の用に供する施設の面積の合計が施行地区の総面積の **22%** 以上であること。
- 事業の施行地区内に都市計画として決定された街路又は幅員 8m を超える一般幹線道路の新設に関する事業を含むこと。

②助成内容

助成要件を備えている場合、次に掲げる費用の一部を助成する。但し、国または県から公共施設に対する補助金を受けた場合は、当該補助金の額を控除する。

- 都市計画として決定された街路の用地取得および築造に要する費用
- 一般幹線道路の用地取得および築造に要する費用
- 幹線排水施設の用地取得および築造に要する費用
- 公園の用地取得および整備に要する費用
- 調整池の用地取得および築造に要する費用
- 都市計画として決定された街路、一般幹線道路等の予定地上の建築物および工作物の移転または除却に要する費用
- 埋蔵文化財の発掘調査に要する費用
- その他市長が必要と認める費用

6 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層で老朽化した建物が密集し、公共施設が不足しているなど活力が失われた市街地において、敷地の共同利用、建築物の不燃化、高層化を図り、道路、駅前広場などのオープンスペースを確保し、快適で安全な街につくりかえる事業である。

昭和 53 年 4 月 1 日に船橋市市街地再開発事業費補助金等交付規則を施行し、JR 船橋駅を中心とする既成市街地内で次の 6 地区「**1 から 6**」約 **4.75ha** を都市計画決定し整備を完了している。

※船橋市市街地再開発事業費補助金等交付規則の概要

○趣旨

市は都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号。以下「法」という。）第 121 条第 1 項及び第 122 条第 1 項の規定に基づき、下記に示す施行者が行う法第 2 条第 1 に定める市街地再開発事業のうち、法第 3 条の規定により行われる第 1 種市街地再開発事業について、その事業に要する費用の全部または一部の補助等を行っている。

< 施行者とは >

- ・法第 7 条の 9 第 1 項の認可を受けた者
- ・法第 11 条第 1 項の認可を受けた組合
- ・法第 50 条の 2 第 1 項の認可を受けた再開発会社

- ・ 施行地区となるべき区域の宅地について所有権、又は、借地権を有する者の 3 分の 2 以上の者が参加している市街地再開発事業準備組織

○補助金等の種類

市長は、施行者が事業を施行する場合は、次に掲げる市街地再開発事業費補助金又は管理者負担金を交付することができる。

- ・ 市街地再開発事業費補助金

事業に必要な調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、建築物の防災性能の強化に要する費用及びそれらに附帯する事務費のうち、国が市街地再開発事業費補助金の補助対象事業として認めた費用。

- ・ 管理者負担金

事業によって整備される都市計画道路等公共施設のうち、市が施設管理者となる施設の整備事業であって、国が管理者負担金補助の対象事業として認めた事業の費用。

○補助金等の額

補助金等の額は、国が補助対象事業として認めた事業の事業費に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- ・ 市街地再開発事業費補助金

3 分の 2 以内（国庫補助金及び県補助金含む）

- ・ 管理者負担金

10 分の 10 以内（国庫補助金及び県補助金含む）

1 船橋駅北口地区第一種市街地再開発事業

【都市整備課】

（1）地区の特徴及び事業概要

当地区は、駅南口とともに市の商圈の中心としての活況を呈しているが、その反面、道路、駅前広場の整備の遅れ、後背地の人口の急増等により、船橋駅北口を通勤・通学等に利用する市民にとっては、自動車と歩行者の交通が輻輳しているため非常に危険な状況であり、また、建物についても木造住宅が密集し、老朽化しており、防災上の観点からも種々の問題を抱えていた。

こうした背景をもとに、当地区が船橋駅南口商店街と共に商業地として発展する立地条件にあるため、船橋駅北側における商業化の中心的役割を果たす性格が強く、この地域にふさわしい施設とする為、住宅をのせないデパート型のオープンフロア商業ビルとして計画し、隣接する東武ビルと接続して一体利用が可能な再開発ビルとした。また、ペDESTリアンデッキで地区北側から再開発ビル、東武駅ビル、J R 船橋駅への動線を確認し、また、駅前広場・開発街路の整備とともに近代的商業地区の形成とターミナル機能の向上を図った。

（2）事業の内容

事業名	船橋駅北口地区第一種市街地再開発事業
所在地	船橋市本町 7 丁目の一部
施行者	船橋市
地区面積	約 1.4ha
施行年度	昭和 48 年度～昭和 52 年度
総事業費	約 105 億円
権利者	44 人
建物名称	再開発ビル（東武百貨店）

建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 2 階、地上 7 階、塔屋 2 階
建物主要用途	店舗、駐車場
敷地面積	3,354.4 m ²
建築面積	2,888.2 m ²
延床面積	25,537.4 m ²

(3) 事業のあゆみ

昭和 46 年 10 月	船橋農協にて北口再開発についての説明会
昭和 47 年 8 月	都市計画決定
昭和 49 年 3 月	事業計画認可
昭和 50 年 3 月	権利変換計画認可
昭和 50 年 4 月	建築工事着手
昭和 52 年 6 月	工事完了公告

2 船橋駅北口第二地区第一種市街地再開発事業

【都市整備課】

(1) 地区の特徴及び事業概要

当地区は、船橋市の交通、商業の要衝にあるが、船橋駅北口地区市街地再開発事業により駅前広場は整備されたものの、これに接する周辺道路が未整備で、都市機能の低下を引き起こしており、また、商業地としての土地利用も不健全な状態にあった。

このようなことから、船橋駅北口地区の駅前広場整備計画に引き続き都市計画道路の整備とあわせ、再開発ビルの建築により、地域の商業施設、公共施設の整備を図った。

(2) 事業の内容

事業名	船橋駅北口第二地区第一種市街地再開発事業
所在地	船橋市本町 7 丁目の一部
施行者	船橋駅北口第二地区市街地再開発組合
地区面積	約 1.4ha
施行年度	昭和 53 年度～昭和 56 年度
総事業費	約 118 億円
権利者	51 人
建物名称	船橋ツインビル（イトーヨーカドー）
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 2 階、地上 7 階、塔屋 2 階
建物主要用途	店舗、医療、各種学校、駐車場
敷地面積	10,457.0 m ²
建築面積	7,252.3 m ²
延床面積	54,810.9 m ²

(3) 事業のあゆみ

昭和 51 年 2 月	再開発についての説明会
昭和 52 年 7 月	準備組合設立
昭和 53 年 3 月	都市計画決定
昭和 53 年 8 月	組合設立認可
昭和 54 年 7 月	権利変換計画認可

建設局

昭和 54 年 11 月 建築工事着手

昭和 56 年 8 月 工事完了公告

3 船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発事業

【都市整備課】

(1) 地区の特徴及び事業概要

本地区は、船橋市基本計画における都心核の中心部に位置する本市の経済、交通等都市の諸活動の拠点地区であり、また、昭和 63 年 10 月に策定された「都市再開発の方針」の「2 号地区」内にある。

地区内は、駅前広場や都市計画道路等、公共施設が未整備であるため、交通拠点としての処理機能が十分発揮されておらず、また、土地利用面では一部高度利用が図られているものの、老朽化した木造低層建物や小売り・娯楽・業務・住居施設が混在しており、都市機能上、又都市環境上の整備が立ち遅れている状況にあり、50 万都市の玄関口にふさわしい都市環境の整備が求められていた。

このようなことから、船橋市の中心部の交通、商業、業務、サービスの拠点として、また、都市のシンボル地区としての重要な役割を果たすべき地区として整備するため、駅前広場 (A=3,645 m²) 都市計画道路 3・4・10 号線 (W=10m)、7・6・6 号線 (W=8m)、立体横断施設 (W=8m) 等公共施設の整備を行い、施設建築物は特色ある商業、業務、公益施設、駐車施設等を計画的に配置し、また、2 階部分に立体横断施設と京成船橋駅ラッチ外コンコースを直結する自由通路を設け、JR 船橋駅、京成船橋駅との乗り換え客等歩行者の安全性、利便性の確保を図るとともに建築物壁面後退 (1.5~2m) により有効空地を整備し、都市機能及び都市景観の統一的な整備を図った。

(2) 事業の内容

事業名	船橋駅南口第一地区第一種市街地再開発事業
所在地	船橋市本町 1 丁目の一部
施行者	船橋市
地区面積	約 0.9ha
事業期間	平成元年度～平成 15 年度
総事業費	約 417 億円
建物概要	地上部鉄骨造、地下部鉄筋コンクリート造、地上 14 階、地下 3 階、塔屋 2 階
建物名称	フェイスビル
建物主要用途	店舗、事務所、公益施設 (総合窓口センター、市民文化創造館)、駐車場
敷地面積	約 4,671.17 m ²
建築面積	約 4,197.87 m ²
延床面積	約 46,488.57 m ²

(3) 事業のあゆみ

昭和 63 年 3 月 都市計画決定

平成 2 年 3 月 事業計画認可

平成 6 年 12 月 権利変換計画認可

平成 12 年 3 月 建築工事着手

平成 15 年 4 月 工事完了公告

4 船橋市本町二丁目中央街区第一種市街地再開発事業

(1) 地区の特徴及び事業概要【都市整備課】

当該地区は、JR 船橋駅南口周辺及び京成線船橋駅周辺の都市型商業地と、船橋市庁舎周辺の都市型業務地の接合点にあり、都市計画道路 3・4・10 号と都市計画道路 3・4・18 号の交差点に接し、船橋市の都市機能の中核にあたる場所にある。

しかし、建築後 30 年以上を経過した木造低層家屋がそのまま取り残されており、また、土地の利用状況は極めて不健全であり、都市機能上、また、都市景観上の対策の遅れが目立ち、高度利用が望まれていた。

このようなことから、都市環境の改善と周辺商業地域に寄与する施設整備を図り、また地区周辺の日照、電波障害等を考慮して、当市の中心部として都市景観及び都市機能の統一整備を図ることを設計方針とし、老朽化した木造建築物の不燃化、防災機能の向上を図るとともに、業務・文化施設と快適なプロムナードの創出を図った。

(2) 事業の内容【都市整備課】

事業名	船橋市本町二丁目中央街区第一種市街地再開発事業
所在地	船橋市本町 2 丁目の一部
施行者	船橋市本町二丁目中央街区市街地再開発組合
地区面積	約 0.35ha
施行年度	平成元年度～平成 5 年度
総事業費	約 83 億円
権利者	11 人（うち参加組員 1 含む）
建物名称	船橋スクエア 21
建物概要	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地下 2 階、地上 10 階、塔屋 2 階
建物主要用途	店舗、事務所、公益施設（市民ギャラリー、茶華道センター、駐車場）
敷地面積	2,239.43 m ²
建築面積	1,566.81 m ²
延床面積	18,951.97 m ²

(3) 事業のあゆみ【都市整備課】

昭和 46 年 10 月 都市計画決定（約 1.1ha）
 昭和 62 年 9 月 準備組合設立の検討
 昭和 63 年 1 月 準備組合設立
 平成元年 9 月 地区更新計画の大臣承認
 平成元年 11 月 都市計画変更決定（約 0.35ha）
 平成 2 年 3 月 組合設立認可
 平成 2 年 10 月 権利変換計画認可
 平成 2 年 11 月 建築工事着手
 平成 4 年 11 月 工事完了公告

(4) その他【道路計画課】

船橋市本町駐車場

○設置場所 船橋市本町 2-1-1（船橋スクエア 21 ビル内）
 ○構造・形式 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造タワーパーキング 3 基
 ○面積 2,266.14 m²
 ○収容台数 104 台（R6.4.1 2 号機のハイルーフ化に伴い変更）
 ○利用状況 （令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

駐車台数	平日（246 日）	土・日・祝休（120 日）	合計（366 日）
	46,856 台	18,852 台	65,708 台

5 船橋本町 4 丁目地区第一種市街地再開発事業

【都市整備課】

（1）地区の特徴及び事業概要

当地区は、都市再開発の方針における 2 号地区及び JR 船橋駅周辺地区都市総合再開発促進計画地区にあり、細分化された土地に老朽化した低層の防災建築物及び木造建築物が密集し、中心市街地として土地利用上、極めて不健全であり、都市機能の更新・防災機能の向上が強く望まれている地区であった。

このようなことから、市街地再開発事業を施行することにより、商店街の活性化と近隣に所在する勤労市民センターと一体となった文化機能の充実を図るため、新たな拠点形成と土地の合理的かつ健全な高度利用による防災機能の向上、良好な居住環境の形成を図るとともに、歩行者の安全性、回遊性を確保した。

（2）事業の内容

事業名	船橋本町 4 丁目地区第一種市街地再開発事業
所在地	船橋市本町 4 丁目の一部
施行者	船橋本町 4 丁目地区市街地再開発組合
地区面積	約 0.4ha
施行年度	平成 9 年度～平成 12 年度
総事業費	約 74 億円
権利者	25 人（うち参加組合員 1 含む）
建物名称	ライブ 2000
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 2 階、地上 14 階、塔屋 1 階
建物主要用途	共同住宅、図書館、店舗、駐車場
敷地面積	3,347.47 m ²
建築面積	2,313.24 m ²
延床面積	23,219.11 m ²

（3）事業のあゆみ

平成 3 年 7 月 再開発の勉強会を始める
 平成 3 年 9 月 本町 4 丁目街区再開発研究会発足
 平成 6 年 4 月 準備組合設立
 平成 9 年 1 月 都市計画決定
 平成 9 年 6 月 組合設立認可
 平成 9 年 12 月 権利変換計画認可
 平成 10 年 2 月 建築工事着手
 平成 12 年 3 月 工事完了公告

6 船橋本町 1 丁目地区第一種市街地再開発事業

【都市整備課】

（1）地区の特徴及び事業概要

当地区は、都市再開発の方針における 2 号地区及び JR 船橋駅周辺地区都市総合再開発促進計画地区にあ

り、細分化された土地に老朽化した低層の防災建築物及び木造建築物が建ち並んだ地区と空地、駐車場等に暫定活用している用地が混在し、中心市街地として土地利用上極めて不健全であり、都市機能の更新・防災機能の向上が強く望まれていた。

このようなことから、市街地再開発事業を施行することにより、商店街の活性化と中心市街における人口の空洞化に対応する計画的な都心居住の形成を図り、新たな拠点を形成し、土地の合理的かつ健全な高度利用による防災機能の向上、良好な居住環境の形成を図ると共に、歩行者への安全性を確保し快適な歩行空間を創出した。

(2) 事業の内容

事業名	船橋本町1丁目地区第一種市街地再開発事業
所在地	船橋市本町1丁目の一部
施行者	船橋本町1丁目地区市街地再開発組合
地区面積	約0.3ha
施行年度	平成16年度～平成20年度
総事業費	約56億円
権利者	11人（うち参加組合員1名含む）
建物名称	ルナパーク船橋
建物概要	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上22階、塔屋1階
建物主要用途	店舗、共同住宅、事務所、駐車場、駐輪場
敷地面積	2,037.04㎡

(3) 事業のあゆみ

平成13年1月	準備組合設立
平成16年2月	都市計画決定
平成17年1月	組合設立認可
平成17年9月	権利変換計画認可
平成17年11月	建築工事着手
平成19年11月	工事完了公告

7 船橋駅北口駅前広場整備

公共用地を立体的に活用するため、駅前広場地下に駐車場、地表はバス、タクシー等の自動車や歩行者のための交通広場、更に広場上部にはお祭り広場のある人工地盤（ペDESTリアンデッキ）を建設し、三層で構成する駅前広場を整備。事業期間は昭和63年6月～平成3年3月（地下駐車場は平成2年11月オープン）、総工事費は85.5億円。平成27年8月～平成28年3月にエレベーター1基を追加設置した（工事費は0.6億円）。

1 駅前広場

【道路管理課】

○面積 11,400㎡

歩道部 4,429 m²
車道部 4,556 m²
植栽帯 2,415 m²
○事業費 3.7 億円

2 ペDESTリアンデッキ

【道路管理課】

- 構造 鉄骨造
- 面積 3,277 m²
 - 中央デッキ 3,110 m²
(内植栽帯 209 m²)
 - 南側デッキ 167 m²
- その他 エスカレーター 5 基 エレベーター 3 基
- 事業費 19.8 億円 (当初事業費)
0.6 億円 (エレベーター1 基追加設置)

3 船橋北口駐車場

【都市政策課】

- 構造 地下 2 階建、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- 面積 延面積 20,096.74 m²
- 収容台数 563 台
 - 地下 1 階自走式 158 台 地下 2 階機械式 330 台 自走式 75 台
- 事業費 約 62 億円
- 利用状況 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

駐車台数	平日 (246 日)	土・日・祝 (120 日)	合計 (366 日)
	389,314 台	215,799 台	605,113 台

8 公園・緑地

【公園緑地課】

1 公園等整備状況総括表 (令和 5 年度末現在)

種類	種別	開設 未開設	都市計画公園		左記以外の公園		全体		備考
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
都市公園	街区公園	開設	163	35.71	532	23.48	695	59.19	
		未開設		0.18				0.18	
		計	163	35.89	532	23.48	695	59.37	
	近隣公園	開設	11	27.77		0.04	11	27.81	
		未開設		1.63				1.63	
		計	11	29.40		0.04	11	29.44	

種 類	種 別	開設 未開設	都市計画公園		左記以外の公園		全体		備考
			箇所数	面積(ha)	箇所数	箇所数	箇所数	面積(ha)	
都市公園	地 区 公園	開設	2	10.60			2	10.60	
		未開設							
		計	2	10.60			2	10.60	
	総 合 公園	開設	2	49.48	1	9.09	3	58.57	
		未開設		1.02				1.02	
		計	2	50.50	1	9.09	3	59.59	
都市公園	運 動 公園	開設	1	19.00		0.36	1	19.36	
		未開設							
		計	1	19.00		0.36	1	19.36	
	墓園	開設			1	3.00	1	3.00	
		未開設							
		計			1	3.00	1	3.00	
	都市 緑地	開設	49	26.78	96	14.37	145	41.15	
		未開設		0.09				0.09	
		計	49	26.87	96	14.37	145	41.24	
	合計	開設	228	169.34	630	50.34	858	219.68	都市公園(市民緑地 含む) 1人当り 3.39 m ²
		未開設		2.92				2.92	
		計	228	172.26	630	50.34	858	222.60	
都市公園外	市民緑地						1	0.50	都市公園＋市民 緑地 220.18ha
	広場						121	2.62	
	市民の森						4	4.61	都市公園(市民緑地 除く) 1人当り 3.39 m ²
	管理緑地						15	0.79	
	グリーンスポット						62	3.15	公園等 1人当り 3.66 m ²
	プロムナード						1	1.93	
	調節池等						7	3.36	
	遊歩道						2	0.75	
	計						213	17.71	
	総計（開設分）						1,071	237.39	

都市公園 + 都市公園外		237.39	施設緑地 1人当り 5.96 m ²
その他の施設緑地(緑の基本計画)		149.45	
総計(開設分)		386.84	

(集計時住民登録 648,594 人)

※上記の表において、都市計画公園の欄は、計画決定かつ開設公告をしているものと、左記以外の公園の欄は、都市公園の内、開設公告のみを計上している。

※都市計画公園の面積は”計画決定部分未開設”と”計画決定部分外開設”を考慮している。”計画決定部分外開設”は左記以外の公園欄に反映させている。

建設局

※都市公園は街区公園以外、都市緑地は 1ha 以上の箇所は、小数点以下 2 位を考慮しない。

例：面積について実測 1.27ha、都決公称 1.3ha ですべて整備されている場合は 1.30ha としてカウントしている。

2 緑の保存と緑化の推進事業

大気汚染、河川の汚濁、交通障害、排気ガス、宅地開発等のさまざまな都市公害が生活環境をむしろ、緑は日一日と減少し自然が破壊されている。

この尊い緑を保護し、市民が緑と花、明るい太陽と水、きれいな空気と自然を取り戻し、健康で豊かな生活ができるよう昭和 48 年 10 月に「緑の保存と緑化の推進に関する条例」を制定し、残された貴重な緑を指定樹木等に指定して保存に努め、緑のない所には積極的に緑化を進め、市民が快適な環境の中で、誰もが願う人間らしい生活が営める都市づくりを目指している。

(1) 緑の保存・緑化の推進対策

○緑地保存地区

良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、市全域を緑地保存地区にしている。

○保存樹木等及び緑地の保全に関する協定土地の造成を行う者、工場及び事業所を設置している者又は設置しようとする者は市長と協定を締結し、緑の保存等を行う。

○保存樹木等のうち、樹容が美観上特にすぐれている独立樹木、樹林及び生垣を指定樹木等に指定している。指定期間は原則 5 年以上とし、対象となる基準及び助成金の額は下表のとおりである。

区分 区域別	樹木		樹林		生垣	
	指定基準	助成金額	指定基準	助成金額	指定基準	助成金額
市街化区域	地上から 1m50 cm の高さにおける幹の周囲の太さが 1m50 cm 以上あり、かつ樹木全体の高さが 15m 以上ある独立の樹木。ただし、樹容が美観上特にすぐれており、健全に育成しているものに限る。	1 本 5,000 円以内	地目が山林であり、存在する土地の面積が 300 m ² 以上で、樹林が健全に生育しているもの。	土地面積 1 m ² につき年額 30 円以内に固定資産税および都市計画税の税額の合算に相当する額を加算。	長さが 30m 以上あり、生垣の樹容が美観上特に優れており、健全に生育しているもの。	延長 1m につき年額 100 円以内
市街化調整区域	上に同じ	1 本 2,500 円以内	上に同じ	土地面積 1 m ² につき年額 15 円以内に固定資産税の税額に相当する額を加算。	上に同じ	延長 1m につき年額 50 円以内

(2) 事業実績

○緑化協定（宅地開発に伴うもの）

	区分 年度	件数	事業面積 (m ²)	緑地面積 (m ²)	植栽本数	備考	
						高木（本）	中低木（本）
緑化協定締結	H 27	116	604,069	47,259	113,733	1,138	112,595
	H 28	100	262,882	36,397	97,498	1,353	96,145
	H 29	80	334,529	29,741	79,336	1,055	78,281
	H 30	79	193,583	26,323	69,225	615	68,610
	R 1	94	653,670	32,971	73,781	809	72,972
	R 2	84	627,547	39,276	120,501	1,576	118,925
	R 3	81	348,917	29,974	77,663	583	77,080

	区分 年度	件数	事業面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)	植栽本数	備考	
						高木 (本)	中低木 (本)
締結 緑化協定	R 4	87	238,493	31,992	90,950	1,133	89,817
	R 5	88	373,173	34,485	84,945	449	84,496
完了済 緑化協定植栽工事	H 27	80	307,192	35,890	110,509	2,049	108,460
	H 28	67	135,783	28,094	83,990	1,662	82,328
	H 29	50	257,233	17,616	64,278	1,094	63,184
	H 30	47	120,078	15,944	49,256	574	48,682
	R1	52	542,610	25,408	61,206	2,017	59,189
	R2	45	478,483	17,928	68,341	859	67,482
	R3	43	100,262	13,479	43,817	523	43,294
	R4	52	154,240	19,847	73,851	1,192	72,659
	R5	42	365,647	23,141	65,286	299	64,987

○工場等緑化協定

区分 年度末	件数	工場等敷地面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)	植栽樹木	
				高木 (本)	中木低木 (本)
H 27	295	4,530,583	796,512	106,239	1,100,206
H 28	290	4,505,305	792,306	105,963	1,050,403
H 29	291	4,536,837	792,760	108,102	1,058,958
H 30	291	4,536,837	795,748	106,501	1,090,159
R 1	292	4,564,818	796,211	105,969	1,062,520
R 2	290	4,558,070	794,882	105,830	1,060,945
R 3	293	4,644,842	803,310	106,948	1,070,282
R 4	292	4,660,096	804,609	106,677	1,076,380
R 5	292	4,660,096	804,609	106,677	1,076,380

○緑地保存（指定樹林等）

区分 年度末	樹林		樹木		生垣	
	件数	面積 (㎡)	件数	本数	件数	延長 (m)
H 27	122	905,721	34	103	11	3,293.1
H 28	121	924,740	33	103	10	3,260.1
H 29	136	933,075	35	103	12	3,331.1
H 30	135	926,443	33	98	10	4,933.1
R 1	131	949,604	32	96	8	4,805.1
R 2	143	913,108	37	103	8	3,206.1
R 3	146	908,643	38	111	6	2,862.6
R 4	147	932,749	36	109	6	2,062.6
R 5	148	928,210	36	109	5	2,017.6

3 船橋市の特色ある公園

(1) 船橋市アンデルセン公園

船橋市が「福祉と緑の都市宣言」記念事業の一環として整備を進めてきたもので、自然の中で子供たちはもちろん大人も童心にかえって楽しめる施設として親しまれてきた従来のワンパク王国に、素朴なデンマークの田園風景が広がるメルヘンの丘と、自由な発想でのびのびとつくる楽しさを体験できる子ども美術館を併設し、姉妹都市デンマークのオーデンセ市で生まれたアンデルセンの童話の精神を生かした、緑豊かで夢のある大規模公園として、平成 8 年 10 月にオープンした。

<施設の概要>

- ①全体計画面積 約 39.4ha
 - ワンパク王国ゾーン 約 11.6ha
 - メルヘンの丘ゾーン 約 7.6ha
 - 子ども美術館ゾーン 約 2.6ha
 - 自然体験ゾーン 約 8.0ha
 - 花の城ゾーン 約 7.5ha
 - 地域交流ゾーン 約 2.1ha
- ②開設面積 約 38.4ha
- ③施設等の内容

(ア) ワンパク王国ゾーン

ワンパク王国は、船橋市制 50 周年記念事業の一環として昭和 62 年 11 月 15 日にオープン。日本有数の規模を誇るフィールドアスレチックなど、自然とふれあい、自然の中で自由にのびのびと遊べる施設として、多くの子供たちや家族連れの人気を集めている。

◎施設等の内容

○「平和を呼ぶ」像

船橋市の平和都市宣言記念像として、昭和 63 年 10 月建立。岡本太郎制作。

○森のアスレチック

ファミリーコース、じゅえむの冒険コース、力だめしの森コース、ダイナミックコースの 4 コース

○じゅえむタワー

民話の主人公「じゅうえもん」のしりもち姿をイメージした複合遊具

○ワンパク城

ローラースライダーを併設した高さ約 15m のタワー

○にじの池

晴れた日には見事な虹がかかる池

○アルキメデスの泉

水車、ポンプ等で水を汲み上げたり流すことを体験できる水学習施設

○どうぶつふれあい広場・ポニーの広場

牧柵内でヤギ、ヒツジ、ウサギ、モルモットとのふれあいを体験できる広場。ポニーの引き馬は 1 周約 50m

○イベントドーム

雨天でもイベントを行うことができる直径約 40m の円形ドーム

○ミニ鉄道

1 周 116m のミニ鉄道

○ワンパクボール島

大小様々なカラフルなボールをネットで覆った大型ボールネット遊具

(イ) メルヘンの丘ゾーン

デンマークの職人が手掛けた風車や農家を配した広場、童話「みにくいあひるの子」をモチーフにした噴水、ボート遊びが楽しめる池などを配し、緑豊かな憩いの場として幅広い年代に

親しまれている。

◎施設等の内容

○コミュニティーセンター

朱色の壁と黒色の柱のデンマーク風の建物で、管理事務所のほか、グッズショップや展示ホールなど。

○風車

メルヘンの丘のシンボルとして建設。本体の高さ 16.4m、長さ約 11.3mの羽根 4 枚。

○農家

アンデルセンが活躍した 1800 年代のデンマークの農家を再現。内部には当時の家具や調度品を展示。

○レストラン

広々とした池や雑木林を見渡せる野外卓を備えたレストラン。

○太陽の池

ボート遊びが楽しめるエリアのほか、葦・ガマなど水辺の植物が繁り、小さな生物とのふれあい空間ともなる、広さ約 1.6 ヘクタールの池。

○アンデルセン像

オーデンセ市のクヌート教会裏の庭園にあるアンデルセン像の複製で、高さ約 2.8 m。デンマークの国内外を通じて、初めて複製化が許可されたもの。

○太陽の橋

メルヘンの丘とワンパク王国を結ぶ、長さ約 100m高さ 13mの橋。

○童話館

アンデルセンの童話と作家自身の人物像、オーデンセ市の街や自然、人々の暮らしなどを映像と資料により紹介。

○ブロンズ像

「第 1 回国際アンデルセン賞」記念のブロンズ像、童話作家アンデルセンが子どもに話を聞かせている姿を表現したもので高さ 1.65 メートル。

○人魚姫像

オーデンセ市との姉妹都市提携 30 周年、友好の証として令和 2 年 3 月に設置。

(ウ) 子ども美術館ゾーン

従来の展示を中心とした美術館とは異なり、子供たちが自由な発想でのびのびとつくる楽しさを体験できる独創的な施設で、パフォーマンスゾーンとクラフトゾーンの 2 つのゾーンからなる。

◎施設等の内容

○パフォーマンスゾーン

アンデルセン童話の世界を体験できる「アンデルセンスタジオ」、のびのびした創作活動ができるワークショップ室、版画のアトリエなどがある。

○クラフトゾーン

「食」「染」「織」「陶芸」「木」の 5 つの独立したアトリエからなり、それぞれの特徴を生かしたプログラムを実施している。

○その他

野外劇場、大地の広場等

(エ) 自然体験ゾーン

樹林地や地形を生かした里山の水辺では、散策路や田んぼを復元し、子どもたちが自然環境体験学習の場として活用できる。

(オ) 花の城ゾーン

アンデルセン童話をイメージしたオブジェや遊具を配置し、小さな子供たちが創造や空想を楽しむことができる。

◎施設等の内容

○キッズガーデン

屋内施設、花の城レストハウスがあり、授乳室及び休憩所のほか、室内で遊べるスペースを設けている。

○四季の庭

高台に位置し、四季の移ろいを感じることができる空間となっており、高さ約 2.5 メートルのハートのトピアリーは季節の花々で彩られ、写真撮影ができる。

(2) ふなばし三番瀬海浜公園

平成 29 年 4 月より「都市公園」となったふなばし三番瀬海浜公園は、同年 7 月 1 日に新しく展望デッキや噴水・芝生広場を整備し、また、三番瀬の魅力を活かした自然体験や環境学習のできる場として『ふなばし三番瀬環境学習館』を併設した公園としてリニューアルオープンした。

9 河川

【下水道河川管理課】

1 概要

市内の河川は、1 級河川二重川外 3 河川、2 級河川海老川外 4 河川と、準用河川前原川外 6 河川、普通河川念田川外 34 河川である。

本市の河川は川幅が狭小で、かつ蛇行した小河川もあり、市街化の進展による農地・山林等の減少により流出量が増大している。

このような事から、浸水被害の軽減と安全確保にあたり河川、排水路等の能力を確保するため維持・管理を実施している。

○河川数と延長

区分	本数	延長
1 級河川	4	11,700m
2 級河川	5	9,690m
準用河川	7	10,058m
普通河川	35	50,088m

※下水道による雨水整備を行い、河川の機能がなくなった普通河川（9 河川）を除いている。

10 公共下水道事業

1 公共下水道事業の沿革

【下水道河川計画課】

本市の公共下水道事業は昭和 35 年に市北東部に位置する高根台地区に旧日本住宅公団施行による団地造成が行われ、それに伴い認可を得て着手し、昭和 36 年 6 月に処理を開始したのが最初である。続いて隣接する習志野台地区にも同様な公団住宅が建設されることとなり、昭和 42 年 2 月に処理を開始した。

一方既成市街地の、J R 総武線以南の市役所を含む中心市街地である本町、湊町地区は昭和 37 年度に認可を得て事業に着手し、昭和 45 年西浦下水処理場の追加変更手続きを経て、昭和 51 年 4 月に供用を開始した。

本市中央部を流れる二級河川海老川の流域と J R 津田沼駅周辺を包含する高瀬処理区は、平成 2 年度に認可を得て事業に着手し、平成 11 年 4 月に高瀬下水処理場の供用を開始した。さらに、江戸川左岸処理区は平成 3 年度、津田沼処理区は平成 4 年度に事業認可を取得した。その後、進捗に合わせ随時認可を拡大しながら、西浦処理区、高瀬処理区、印旛処理区及び江戸川左岸処理区の整備に取り組んでいる。

2 公共下水道事業計画

(1) 決定年月日【下水道河川計画課】

区分 処理区名	当初及び変更	決定名称	決定年月日	告示番号	施行年度	下法面積 (ha)	計画人口 (人)	備考
西浦	当初	計画決定	S37.10. 26	建告示 2702	S37～S44	134	29,540	本町、湊町地区
		都市計画法事業認可	S37.10. 26	建告示 2702				
		下水道法事業認可	S37.10. 4	建千都 72				
	変更	計画決定	S48.12. 20	市告示 67	S37～S52	333	63,369	宮本地区 199ha 33,829 人 追加
		都市計画法事業認可	S49. 3. 22	県告示 331				
		下水道法事業認可	S49. 2. 22	建千都下 1				
	変更	計画決定	S57. 3. 15	市告示 20	S37～S63	501	54,800	西船橋 168ha 14,900 人追加
		都市計画法事業認可	S57. 6. 15	県告示 477				
			S61. 5. 30	県告示 488				
		下水道法事業認可	S57. 5. 28	建千都下 4				
			S61. 5. 2	建千都下 5				
	変更	計画決定	H 元.3. 9	市告示 18	S37 ～H7	746	77,800	城門、葛飾、太刀洗地区 245ha 追加及び内容変更
		都市計画法事業認可	H 元.3.31	県告示 433				
		下水道法事業認可	H 元.3.23	建千都下 5				
	変更	計画決定	H3.11.18	市告示 151	S37～H9	528	56,800	宮本地区 218ha 高瀬処理区へ編入内容の変更
		都市計画法事業認可	H4.3.10	県告示 171				
		下水道法事業認可	H4.2.29	建千都下 25				
	変更	都市計画法事業認可	H6.2.22	県告示 134	S37～H10	528	56,800	年度延伸
		下水道法事業認可	H5.10.19	建千都下 17				

建設局

区分 処理区名	当初及 び変更	決定名称	決定年月日	告示番号	施行年度	下法面積(ha)	計画人口 (人)	備考
西浦	変更	計画決定	H7.8.23	市告示 126	S37～H14	695	81,600	中山、西船橋、行田地区 167ha 追加
		都市計画法事業認可	H8.10.8	県告示 857				
		下水道法事業認可	H8.8.21	建千都下 8				
	変更	計画決定	H10.4.17	市告示 59	—	—	—	1,000ha 基準による幹線 の廃止
	変更	都市計画法事業認可	H13.2.9	県告示 129	S37～H18	859	93,300	葛飾地区 164ha 追加
		下水道法事業認可	H12.12.25	建千都下 20・2				
	変更	都市計画法事業認可	H17.2.18	県告示 134	S37～H22	859	90,930	宮本地区 218ha 削除
		下水道法事業認可	H16.9.30	国関整都整 81・2				
	変更	都市計画法事業認可	H19.4.3	県告示 441	S37～H24	859	91,910	年度延伸
		下水道法事業認可	H19.3.23	千下指令 37				
	変更	都市計画法事業認可	H22. 4. 6	県告示 305	S37～H28	1,131	97,700	臨海地区 273ha 追加 年度延伸 総合地震対策 追加
		下水道法事業認可	H22. 3. 30	千下指令 908				
	変更	下水道法事業認可	H22. 6. 29	千下指令 206	S37～H28	1,131	97,700	総合地震対策事業費 変更
	変更	下水道法事業認可	H24.3.15	千下指令 876	S37～H28	1,131	97,700	木戸川（27ha）及び上 長津川排水区 （68ha）追加（雨水）
	変更	計画決定	H26.3.18	市告示 136	—	—	—	潮見町 112ha 追加
	変更	下水道法事業計画	H27.3.9	下 599	S37～H31	1,131	96,800	年度延伸
	変更	都市計画法事業認可	H29.3.10	県告示 228	S37～R5	1,243	96,120	潮見町 112ha 追加 潮見ポンプ場追加 幹線の変更及び追加 年度延伸 改正下水道法対応
		下水道法事業計画	H29.2.20	下 551				
	変更	下水道法事業計画	H30.7.30	下 233	S37～R5	1,243	96,120	西浦下水処理場 内容変更
	変更	下水道法事業計画	R2.2.19	下 625	S37～R5	1,243	96,120	高瀬処理区の変更に よるもの
	変更	下水道法事業計画	R4.2.28	下 715	S37～R5	1,243	96,120	高瀬処理区の変更に よるもの
	変更	都市計画法事業認可	R5.12.26	県告示 516	S37～R6	1,243	95,100	都疎浜ポンプ場の建替え に伴う計画変更 年度延伸
		下水道法事業計画	R5.3.23	下 722				
	変更	下水道法事業計画	R6.2.22	下 707	S37～R6	1,243	95,100	都疎浜ポンプ場内容変更

区分 処理区名	当初及 び変更	決定名称	決定年月日	告示番号	施行年度	下法面積(ha)	計画人口 (人)	備考
印旛	当初	計画決定	S52. 3. 22	県告示 198	S52～S56	91	8,318	小室、白井第1処理分区 91ha 追加
		都市計画法事業認可	S53. 3. 24	県告示 262				
		下水道法事業認可	S53. 3. 16	千指令 802				
	変更	計画決定	S57. 7. 23	市告示 72	S52～S61	326	36,300	八木が谷第2、高根台、 習志野台処理分区 235ha 追加
		都市計画法事業認可	S57. 8. 27	県告示 670-2				
		下水道法事業認可	S57. 8. 27	千指令 332-4				
	変更	計画決定	S61. 3. 7	市告示 19	S52～S61	396	49,400	八木が谷第1、高根台処 理分区 70ha 追加
		都市計画法事業認可	S61. 3. 28	県告示 290				
		下水道法事業認可	S61. 3. 28	千指令 361-9				
	変更	計画決定	S62. 2. 26	市告示 24	S52～H4	843	109,200	鎌ヶ谷、八木が谷第1、 習志野台、高根台処理分 区 447ha 追加
		都市計画法事業認可	S62. 3. 31	県告示 338				
		下水道法事業認可	S62. 3. 31	千下1指令 2-10				
	変更	都市計画法事業認可	H 元. 9. 26	県告示 856	S52～H5	965	122,500	高根台処理分区 122ha 追加
		下水道法事業認可	H 元. 9. 26	千下計指令 2-8				
	変更	下水道法事業認可	H3.7.19	千下計指令 2-3	S52～H5	965	122,500	内容の変更
	変更	計画決定	H5.2.25	市告示 31	S52～H7	1,013	128,500	三山東習志野処理分区の 48ha 追加 八千代、浜田 排水区 48ha 追加
		都市計画法事業認可	H5.3.30	県告示 352				
		下水道法事業認可	H5.3.30	千下計指令 2-12				
	変更	都市計画法事業認可	H8.3.22	県告示 312	S52～H12	1,127	143,320	三山東習志野、神崎、高 根台処理分区 114ha 追 加 八千代、駒込川 排 水区 93ha 追加
		下水道法事業認可	H8.3.12	千下計指令 3-11				
	変更	計画決定	H10.4.17	市告示 59	S52～H12	1,127	143,320	習志野台処理分区 63ha 追加
		都市計画法事業認可	H10.6.16	県告示 581				
		下水道法事業認可	H10.5.20	千下計指令 17				三山雨水幹線変更
	変更	都市計画法事業認可	H11.3.30	県告示 392	S52～H15	1,249	147,350	1,000ha 基準による幹線 の廃止 習志野台処理分 区（汚水） 坪井川排水 区（雨水） 122ha 追加 年度延伸
		下水道法事業認可	H11. 3. 17	千下計指令 68				

建設局

区分 処理区名	当初及 び変更	決定名称	決定年月日	告示番号	施行年度	下法面積(ha)	計画人口 (人)	備考
印旛	変更	計画決定	H13. 3. 30	市告示 74	S52～H19	1,253	142,220	習志野台処理分区 4ha 追加 計画諸元の変更 年度延伸
		下水道法事業認可	H14. 5. 10	県告示 418				
		下水道法事業認可	H14. 4. 12	千下計指令 5				
	変更	計画決定	H18.12.8	市告示 468	S52～H22	1,271	144,710	神崎処理分区 18.4ha 追加 年度延伸
		都市計画法事業認可	H19. 3. 30	県告示 408				
		下水道法事業認可	H19. 3. 19	千下指令 33				
	変更	計画決定	H22. 3. 5	市告示 91	—	—	—	三山東習志野処理分区 25ha 追加（都決）
		下水道法事業認可	H22. 3. 30	千下指令 879	S52～H22	1,271	144,710	総合地震対策追加
	変更	都市計画法事業認可	H23. 3. 29	県告示 260,267	S52～H27	汚水 1,315 分流 雨水 311	125,084	三山東習志野処理分区 25ha 追加 小室白井処理分区 18ha 追加 小室川第二排水区 13.5ha 追加
		下水道法事業認可	H23. 3. 29	千下指令 810				
	変更	都市計画法事業認可	H24. 3. 30	県告示 250	S52～H27	汚水 1,315 分流 雨水 805	125,084	二重川（97ha） 木戸川（110ha） 木戸川右岸第二 （64ha）及び駒込川排 水区 （223ha）追加（雨水）
		下水道法事業認可	H24. 3. 15	千下指令 874				
	変更	都市計画法事業認可	H27.11.20	県告示 766・ 767	S52～H30	汚水 1,315 分流 雨水 805	128,310	年度の延伸 計画諸元の変更
		下水道法事業計画	H27.10.19	下 327				
	変更	都市計画法事業認可	H30.9.14	県告示 372・ 373	S52～R5	汚水 1,315 分流 雨水 805	125,530	年度の延伸 改正下水道法対応
		下水道法事業計画	H30.7.2	下 177				

区分 処理区名	当初及 び変更	決定名称	決定年月日	告示番号	施行年度	下法面積(ha)	計画人口 (人)	備考
印旛	変更	都市計画法事業認可	R2.3.13	県告示 134	S52～R5	汚水 1,315	125,530	二重川右岸第三 (17ha)
		下水道法事業計画	R2.2.19	下 624		分流 雨水 836		木戸川左岸第三 (13ha) 及び飯山満川排水区 (1ha) 追加 (雨水) 雨水幹線の変更
	変更	計画決定	R5.2.17	市告示 108	S52～R5	汚水 1,315 分流 雨水 836	125,530	鎌ヶ谷処理分区 (9ha)、 高根台処理分区 (99ha)、及 び神崎処理分区 (27ha) 追 加
	変更	都市計画法事業認可	R6.3.29	県告示 247・ 248	S52～R6	汚水 1,315	125,530	年度の延伸
		下水道法事業計画	R6.3.5	下 747		分流 雨水 836		

建設局

区分 処理区名	当初及 び変更	決定名称	決定年月日	告示番号	施行年度	下法面積 (ha)	計画人口 (人)	備考
高瀬	当初	計画決定	H3.11.18	市告示 151	H3～H9	571	48,500	宮本地区 218ha 西浦 処理区より編入
		都市計画法事業認可	H4.3.10	県告示 168				
		下水道法 事業認可	H4.2.29	建千都下 25				
	変更	都市計画法事業認可	H6.2.22	県告示 135	H3～H10	571	48,500	高瀬下水処理場内容変更 年度延伸
		下水道法事業認可	H5.10.19	建千都 17				
	変更	都市計画法	H8.10.8	県告示 856	H3～H14	571	48,500	年度延伸
		下水道法事業認可	H8.8.21	建千都下 8				
	変更	計画決定	H10.4.17	県告示 59	—	—	—	1,000ha 基準による幹 線の廃止
	変更	都市計画法事業認可	H10. 5.15	県告示 511	H3～H14	674	59,400	長津処理系統 72ha、谷津地区 31ha 追加
		下水道法事業認可	H10. 3. 30	建千都下 3				
	変更	都市計画法事業認可	H13. 2. 9	県告示 130	H3～H18	1,105	110,170	長津処理系統、前原処 理系統、中野木処理 系、高瀬処理系統及び 谷津地区において 431ha の追加
		下水道法事業認可	H12.12.25	建千都下 20-2				
	変更	都市計画法事業認可	H17.2.18	県告示 135	H3～H22	1,360	131,200	長津処理系統 255ha 追加
		下水道法事業認可	H16.9.30	国関整都整 81-2				
	変更	計画決定	H18. 12.8	市告示 470	H3～H24	1,491	150,470	前原・飯山満処理系統 131ha 追加 年度延伸
		都市計画法	H19.4.3	県告示 442				
		下水道法事業認可	H19.3.23	千下指令 37				
	変更	都市計画法事業認可	H22.4.6	県告示 306	H3～H28	1,491	158,957	諸元見直し 年度延伸 総合地震対策追加
		下水道法事業認可	H22.3.30	千下指令 908				
	変更	都市計画法事業認可	H22.6.29	県告示 522	H3～H28	1,708	182,578	飯山満処理系統、長津 処理系統、金杉処理系 統 計 217ha 追加 幹線の延伸及び追加
		下水道法事業認可	H22.6.29	千下指令 206				

区分 処理区名	当初及 び変更	決定名称	決定年月日	告示番号	施行年度	下法面積 (ha)	計画人口 (人)	備考
高瀬	変更	都市計画法事業認可	H24. 3. 30	県告示 251	H3～H28	汚水 1,708	182,578	木戸川(27ha)及び上長津川排水区(68ha) 追加 (雨水)
		下水道法事業認可	H24.3.15	千下指令 876		分流 雨水 95		
	変更	都市計画法事業認可	H27.3.27	県告示 302	H3～R 元	汚水 1,818	188,264	高瀬処理系統、北谷津処理系統、金杉処理系統 計 110ha 追加 幹線の延伸及び追加
		下水道法事業計画	H27.3.9	下 599		分流 雨水 95		
	変更	都市計画法事業認可	H29.3.10	県告示 229	H3～R5	汚水 2,307	244,284	船橋市暫定処理分区 計 489ha 追加 幹線の延伸及び追加 高瀬下水処理場処理施設の増設 年度延伸 改正下水道法対応
		下水道法事業計画	H29. 2. 20	下 551		分流 雨水 95		
	変更	都市計画法事業認可	R2.3.13	県告示 135	H3～R5	汚水 2,307	244,284	長津川第一 (11ha) 長津川第二 (8ha) 長津川右岸第二 (4ha) 飯山満川 (8ha) 及び高瀬川右岸第一排水区 (5ha) 追加 (雨水) 雨水幹線の変更
		下水道法事業計画	R2.2.19	下 625		分流 雨水 131		
	変更	都市計画法事業認可	R4.3.15	県告示 136	H3～R5	汚水 2,307	244,284	飯山満川排水区 (1ha) 及び飯山満川右岸排水区 (2ha) 追加 (雨水)
		下水道法事業計画	R4.2.28	下 715		分流 雨水 134		
	変更	都市計画法事業認可	R5.12.26	県告示 517	H3～R6	汚水 2,349	245,139	高瀬処理系統、長津処理系統、北谷津処理系統、高根処理系統 計 42ha 追加
		下水道法事業計画	R5.3.23.	下 722		分流 雨水 134		
	変更	下水道法事業計画	R6.2.22	下 707	H3～R6	汚水 2,349 分流 雨水 134	245,139	飯山満川 1-1 号幹線及び飯山満川 1-2 号幹線のルート変更

建設局

区分 処理区名	当初及 び変更	決定名称	決定年月 日	告示番号	施行年度	下法面積 (ha)	計画人口 (人)	備考
江戸川左岸	当初	計画決定	H2.7.9	市告示 85	H3～H6	40	6,300	市川第 7,8・1 処理分区 40ha の追加
		都市計画法事業認可	H3.6.14	県告示 600				
		下水道法事業認可	H3.6.14	千下計指令 2- 1				
	変更	都市計画法事業認可	H7.3.31	県告示 413	H3～H10	40	6,300	年度延伸
		下水道法事業認可	H7.3.31	千下計指令 2- 7				
	変更	都市計画法事業認可	H11.3.30	県告示 391	H3～H15	40	7,200	年度延伸と計画人口の 変更
		下水道法事業認可	H11.3.19	千下計指令 55				
	変更	都市計画法事業認可	H14.4.30	県告示 402	H3～H27	40	7,200	計画所諸元の変更 年度延伸
		下水道法事業認可	H14.4.10	千下計指令 2				
	変更	計画決定	H18.12.8	市告示 469	—	—	—	藤原・丸山地区 300ha 追加
	変更	都市計画法事業認可	H20.2.29	県告示 241	H3～H22	40	7,200	年度延伸
		下水道法事業認可	H20.2.18	千下指令 5323				
	変更	都市計画法事業認可	H23.3.29	県告示 268	H3～H27	40	7,460	年度延伸と計画人口の 変更
		下水道法事業認可	H23.3.29	千下計指令 865				
	変更	都市計画法事業認可	H25.5.28	県告示 308	H3～H30	233	25,050	船橋第 1～第 3 処理分 区 193ha 追加 年度延伸
		下水道法事業計画	H25.5.17	下 102				
	変更	都市計画法事業認可	H30.2.16	県告示 64	H3～R4	340	34,070	鎌ヶ谷第 1、市川第 4- 4、5・2 処理分区 計 107ha 追加 幹線の追加 年度の延伸 改正下水道法対応
		下水道法事業計画	H30.2.2	下 509				
	変更	都市計画法事業認可	R5.3.10	県告示 90	H3～R6	340	33,950	年度延伸と計画人口の 変更
		下水道法事業計画	R5.2.13	下 601				

区分 処理区名	当初及 び変更	決定名称	決定年月日	告示番号	施行年度	下法面積 (ha)	計画人口 (人)	備考
津田沼	当初	計画決定	H5.2.25	市告示 31	H4～H18	15	1,600	田喜野井、三田地区 15ha 追加
		都市計画法事業 認可	H5.4.6	県告示 437				
		下水道法事業認 可	H5.3.31	千下計指令 3- 2				
	変更	都市計画法事業 認可	H7.6.16	県告示 607	H4～H11	120	12,700	田喜野井、三田地区 105ha 追加
		下水道法事業認 可	H7.5.22	建千都下 4				
	変更	計画決定	H10.4.17	市告示 59	—	—	—	1,000ha 基準による幹 線の廃止
	変更	都市計画法事業 認可	H12.3.31	県告示 323	H4～H18	355	39,200	三田、田喜野井地区 235ha 追加 (三田地区約 154ha、 田喜野井地区約 81ha の追加)
		下水道法事業認 可	H12.3.31	建千都下 4				
	変更	計画決定	H18.12.8	市告示 471	H4～H21	382	39,300	陸上自衛隊習志野駐屯 地 27ha 追加 年度延伸
		都市計画法事業 認可	H19.3.13	県告示 250				
		下水道法事業認 可	H19.3.2	千下指令 23				
	変更	都市計画法事業 認可	H22. 4. 6	県告示 307	H4～H25	382	39,500	年度延伸 計画諸元の変更
		下水道法事業認 可	H22. 3. 30	千下指令 905				
	変更	都市計画法事業 認可	H26. 3. 28	県告示 236	H4～H27	382	38,200	年度延伸 計画諸元の変更
		下水道法事業計 画	H26. 3. 17	下 676				
	変更	都市計画法事業 認可	H27.11. 20	県告示 768	H4～R2	382	38,200	年度延伸 計画諸元の変更
		下水道法事業計 画	H27. 10. 19	下 328				
	変更	都市計画法事業 認可	H30.2.27	県告示 78	H4～R6	382	38,200	年度延伸 計画諸元の変更 改正下水道法対応
		下水道法事業計 画	H30.2.9	下 523				

(2) 管渠延長【下水道河川管理課】

区分 処理区分名	処理区分名	排除	污水管(m)	雨水管(m)	合流管(m)	管理延長 計(m)
西浦	湊町	合流	0.00	1,617.54	37,129.57	38,747.11
	西船	合流	164.34	2,417.26	61,999.83	64,581.43
	太刀洗	合流	406.62	625.23	19,061.45	20,093.30
	葛飾	合流	1,248.55	1,539.43	53,765.47	56,553.45
	城門	合流	590.62	644.93	28,774.78	30,010.33
	中山	合流	478.34	1,008.88	27,062.81	28,550.03
	行田	分流	250.01	0.00	0.00	250.01
	臨海	分流	29,799.03	404.37	0.00	30,203.40
	小計		32,937.51	8,257.64	227,793.91	268,989.06
印旛	小室・白井	分流	20,160.94	9,581.86	0.00	29,742.80
	高根台	分流	112,251.89	16,273.39	0.00	128,525.28
	習志野台	分流	124,977.83	41,999.34	0.00	166,977.17
	八木が谷第 1	分流	16,551.37	0.00	0.00	16,551.37
	八木が谷第 2	分流	30,886.55	0.00	0.00	30,886.55
	鎌ヶ谷	分流	35,688.48	1,015.90	0.00	36,704.38
	神崎	分流	9,074.59	0.00	0.00	9,074.59
	三山東習志野	分流	30,940.77	6,854.00	0.00	37,794.77
	小計		380,532.42	75,724.49	0.00	456,256.91
高瀬	宮本	合流	1,029.01	937.49	64,732.63	66,699.13
	谷津	合流	421.76	1,137.93	40,064.87	41,624.56
	若松	分流	5,380.03	729.63	0.00	6,109.66
	浜町	分流	9,318.89	0.00	0.00	9,318.89
	東船橋	分流	9,134.91	0.00	0.00	9,134.91
	長津	分流	175,336.44	18.98	0.00	175,355.42
	中野木	分流	19,001.95	0.00	0.00	19,001.95
	前原	分流	60,040.92	34.79	0.00	60,075.71
	飯山満	分流	126,803.14	0.00	0.00	126,803.14
	高瀬	分流	70,854.26	0.00	0.00	70,854.26
	金杉	分流	19,662.70	0.00	0.00	19,662.70
	小計		496,984.01	2,858.82	104,797.50	604,640.33

区分 処理区名	処理分区名	排除	污水管(m)	雨水管(m)	合流管(m)	管理延長 計(m)
江戸川左岸	市川第 7	分流	4,425.64	0.00	0.00	4,425.64
	市川第 8-1	分流	4,897.99	0.00	0.00	4,897.99
	船橋第 1	分流	12,993.49	0.00	0.00	12,993.49
	船橋第 2	分流	22,351.28	0.00	0.00	22,351.28
	船橋第 3	分流	17,419.28	0.00	0.00	17,419.28
	市川 4-4	分流	3,204.33	0.00	0.00	3,204.33
	小計		65,292.01	0.00	0.00	65,292.01
津田沼	田喜野井	合流	5,141.28	3,511.69	46,052.81	54,705.78
	三田	合流	4,978.46	5,336.26	60,103.69	70,418.41
	小計		10,119.74	8,847.95	106,156.50	125,124.19
	合計					1,520,302.50

(3) 面積及び計画人口【下水道河川計画課】

処理区名	排水区名及び 処理分区名	事業計画面積 (ha)	事業計画人口 (人)	町丁名
西浦	湊町	115	令和 6 年度末 15,379	印内 1～3 丁目、印内町、海神 1～6 丁目、海神町 2～3 丁目、海神町西 1 丁目、海神町東 1 丁目、海神町南 1 丁目、葛飾町 2 丁目、上山町 1 丁目、行田 1～3 丁目、行田町、古作 1～4 丁目、古作町、柴町 1～2 丁目、潮見町、西浦 1～3 丁目、西船 1～7 丁目、東中山 1～2 丁目、日の出 1～2 丁目、二子町、本郷町、本町 1～4・7 丁目、湊町 1～3 丁目、南海神 1～2 丁目、南本町、本中山 1～3 丁目、山手 2 丁目、山野町の全部
	葛飾	255	19,663	
	太刀洗	65	4,863	
	城門	88	9,843	
	西船橋	223	19,966	
	中山	83	12,789	
	行田	29	3,657	
	臨海	385	8,940	
	小計	1,243	95,100	
印旛	小室・白井	108	令和 6 年度末 5,200	大穴南 1 丁目、高野台 1～3 丁目、咲が丘 1～4 丁目、高根台 1～6 丁目、坪井東 1～6 丁目、坪井西 1 丁目、習志野 1～2・4～5 丁目、習志野台 1～8 丁目、二和西 4 丁目、二和東 3～6 丁目、松が丘 1・3～4 丁目、三咲 2 丁目、南三咲 3 丁目、三山 2・5・8～9 丁目、八木が谷 1 丁目の全部 大穴北 1～4・8 丁目、大穴南 2・4～5 丁目、高野台 4～5 丁目、小室町、古和釜町、坪井町、坪井西 2 丁目、習志野 3 丁目、二和西 6 丁目、松が丘 2・5 丁目、三咲 4～8 丁目、南三咲 4 丁目、みやぎ台 1～4 丁目、八木が谷 2～4 丁目の各一部
	高根台	312	33,640	
	習志野台	478	47,720	
	八木が谷第 1	42	6,110	
	八木が谷第 2	87	11,220	
	鎌ヶ谷	106	11,180	
	三山・東習志野	160	8,580	
	神崎	22	1,880	
	小計	1,315	125,530	
高瀬	高瀬	221	令和 6 年度末 24,733	旭町、旭町 1～3 丁目、市場 1・3～4 丁目、金杉 5～7 丁目、金杉台 1～2 丁目、上山町 1～3 丁目、北本町 1～2 丁目、行田町、芝山 1～7 丁目、新高根 3～6 丁目、高根台 7 丁目、滝台 2 丁目、滝台町、中野木 1～2 丁目、夏見 2～4・6 丁目、夏見台 1・3・5 丁目、七林町、習志野台 4 丁目、西習志野 1～4 丁目、二宮 1～2 丁目、飯山満町 3 丁目、
	若松	62	271	
	浜町	147	11,775	
	中野木	79	10,014	

	東船橋	29	3,836	浜町 1～3 丁目、東船橋 1～7 丁目、二和西 1 丁目、本町 3～7 丁目、前貝塚町、前原西 1～8 丁目、前原東 1～5 丁目、緑台 1～2 丁目、三咲 2 丁目、南三咲 1～3 丁目、宮本 1～9 丁目、薬円台 4～6 丁目、山手 1～3 丁目、若松 1～3 丁目の全部 旭町 5～6 丁目、東町、市場 2・5 丁目、金杉 4・8～9 丁目、金杉町、行田 1 丁目、米ヶ崎町、新高根 1～2 丁目、駿河台 1～2 丁目、高瀬町、高根町、夏見 1・5・7 丁目、夏見台 2・4・6 丁目、飯山満町 1～2 丁目、二和西 2・5 丁目、二和東 2・4 丁目、三咲 1 丁目の各一部
	宮本	218	23,711	
	長津	699	69,698	
	前原	190	24,765	
	谷津	121	15,610	
	飯山満	430	50,378	
	金杉	101	8,051	
	北谷津	40	1,297	
	高根	13	1,000	
	小計	2,349	245,139	
津田沼	田喜野井	150	令和 6 年度末 17,469	滝台 1 丁目、田喜野井 1～7 丁目、前原東 1～2・4～6 丁目、三山 1～7 丁目、薬円台 1～3 丁目、薬園台町 1 丁目の全部
	三田	232	20,731	
	小計	382	38,200	
江戸川左岸	船橋第 1	67	令和 6 年度末 5,110	旭町 3 丁目、上山町 1～3 丁目、古作 1～2 丁目、藤原 1～2 丁目、馬込西 1～3 丁目、丸山 1～5 丁目、本中山 4～7 丁目の全部 旭町 4 丁目、藤原 3～8 丁目、馬込町の各一部
	船橋第 2	85	6,540	
	船橋第 3	41	5,700	
	鎌ヶ谷第 1	29	2,660	
	市川第 4-4	69	5,430	
	市川第 5-2	9	1,100	
	市川第 7	22	4,760	
	市川第 8-1	18	2,650	
合計		5,629	537,919	

◎事業計画人口は、排水区及び処理分区内の現在人口及び令和 6 年の計画人口を勘案して、西浦処理区と高瀬処理区については令和 6 年度末、津田沼処理区については令和 6 年度末、印旛処理区については令和 5 年度末、江戸川左岸処理区については令和 6 年度末の人口を計画人口として決定した。

3 ポンプ施設計画

【下水道河川計画課】

区分 \ ポンプ施設	都疎浜	宮本	中山	潮見
所在地	南本町 21-22	宮本 2-15-5	本中山 3-5-11	潮見町 16-6
敷地面積 (㎡)	2,200	1,850	1,410	2,430
排水面積(ha)	115.3	218.0	196.2	112.0
排水能力 (雨天時最大) (㎥／分)	267.6	720	738	7.8
施設の役割	雨水排除	雨水排除	雨水排除	汚水圧送

4 終末処理場計画

【下水道河川計画課】

※ [] 書きは全体計画

終末処理場		西浦下水処理場	高瀬下水処理場
区分	所在地	西浦 1・4・6	高瀬町 56
敷地面積 (㎡)		72,410	211,650
処理方法		(B I 系列) 硝化脱窒型嫌気好気活性汚泥法 (B I 系列以外) 凝集剤併用型循環式硝化脱窒法	嫌気無酸素好気法 凝集剤添加
処理能力 (事業計画)	晴天時最大 (㎥／日)	(B I 系列) 14,000 (B I 系列以外) 67,000 [81,000]	153,000 [153,000]
	雨天時最大 (㎥／日)	737,500 [739,600]	414,100 [418,600]
供用開始年月		昭和 51 年 4 月	平成 11 年 4 月
備考		市川市の 148ha 分含む	習志野市の 88ha 分含む

5 公共下水道普及状況

【下水道総務課、下水道河川計画課】

行政地区内面積	8,562ha
行政区域内人口	648,594 人
処理面積	5,240ha
処理人口	595,606 人
処理面積／行政地区内面積	61.2%
処理人口／行政区域内人口	91.8%

水洗化人口	564,121 人
水洗化人口／処理人口	94.7%

6 下水道事業受益者負担金制度

【下水道総務課】

(1) 目的

下水道建設事業に要する費用の一部に充てるため、公共下水道が設置されたことにより便益を受ける土地所有者などから負担金を徴収し、事業の伸展を促すものである。

(2) 負担金

1 ㎡当たり 市街化区域 300 円 市街化調整区域 380 円

7 下水道使用料

【下水道総務課】

下水道の維持管理費等に充てるため、下水道の利用者から基本使用料と汚水排除量に応じた従量使用料を徴収する。

(1 か月)

汚水の種類	基本使用料	従量使用料	
		汚水排除量	使用料(1 ㎡につき)
一般汚水	759 円	10 ㎡までの部分	34 円 10 銭
		10 ㎡を超え 20 ㎡までの部分	111 円 10 銭
		20 ㎡を超え 30 ㎡までの部分	181 円 50 銭
		30 ㎡を超え 50 ㎡までの部分	253 円
		50 ㎡を超え 100 ㎡までの部分	302 円 50 銭
		100 ㎡を超え 500 ㎡までの部分	324 円 50 銭

		500 m ³ を超え 1,000 m ³ までの部分	352 円
		1,000 m ³ を超え 2,000 m ³ までの部分	368 円 50 銭
		2,000 m ³ を超える部分	418 円
浴場汚水	110 円(10 m ³ までの部分)	10 m ³ を超える部分	11 円

8 水洗化普及対策

【下水道総務課】

(1) 水洗便所化改造工事資金貸付制度

①くみ取り便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事、②既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事、③既設の排水設備で汚水と雨水とを分離して排除する構造に適合しないものを改築する工事の費用の一部を市で貸し付ける。

貸付の対象	貸付額の範囲	利息	返済方法
①は1便槽につき	50万円	なし	40か月の均等分割払い
②は1基につき	35万円	〃	〃
③は排水設備一式につき	30万円	〃	〃

(2) 指定工事店制度

○工事は市の指定を受けた工事店でなければ施工できない。

○各指定工事店には責任技術者が専属し、この責任技術者の監理のもとに工事が行われる。

11 自転車等駐車場

【都市整備課】

1 自転車等駐車場

自転車は、手軽な交通手段として市民の生活の中で多くの人に利用されている。特に鉄道を利用する通勤、通学等による自転車利用者は増加する一方で、駅前などにおける自転車等駐車場の不足や歩道上の放置自転車が問題になっている。

そこで、駐輪問題の抜本的な改善を目指し、計画期間を10年間とする「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定し、平成28年4月から総合計画の各施策に着手した。

施策には、自転車等駐車場の計画的な整備とともに、街頭指導員の効果的な配置による放置自転車の抑制、また積極的な放置自転車の撤去移送をはじめ、様々な施策を講じることで、駅周辺の良い歩行環境を確保するなど、交通環境の整備に努めていく。

また、自転車等駐車場の料金を改定するため、平成27年9月に「船橋市自転車等の放置防止に関する条例」を改正し、「船橋市自転車等駐車場条例」を制定した。

○自転車等駐車場一覧表

駐車場名	区分	収容台数	供用開始年月日
船橋駅第1	自転車	508	S54.9.1
船橋駅第2	自転車	178	S57.7.1
船橋駅第3	自転車	1,058	S56.4.1
船橋駅第4	自転車	1,103	S57.10.1
船橋駅第5	自転車	267	H25.4.1
船橋駅第6	自転車	851	H25.4.1

駐車場名	区分	収容台数	供用開始年月日
船橋駅第9	自転車	275	H9.4.1
	原付	97	
船橋駅第10	自転車	426	H11.4.1
船橋駅第11	自転車	224	H13.4.1
	原付	19	
船橋駅第12	自転車	127	H13.4.1

駐車場名	区分	収容台数	供用開始年月日
船橋駅第 13	自転車	139	H14.4.1
船橋駅第 14	自転車	334	H7.10.1
	原付	273	
	自動二輪	45	
船橋駅第 15	原付	66	H9.4.1
船橋駅第 16	自転車	709	H29.4.1
船橋駅南口地下	自転車	1,434	H15.4.16
東船橋駅第 1	自転車	239	S56.10.1
東船橋駅第 2	自転車	156	S56.10.1
東船橋駅第 3	自転車	219	S63.4.1
	原付	260	
東船橋駅第 4	自転車	192	H1.4.1
東船橋駅第 5	自転車	235	H1.4.1
東船橋駅第 7	自転車	551	H5.4.1
東船橋駅第 9	自転車	792	H13.4.1
	原付	30	
	自動二輪	30	
東船橋駅第 10	自転車	278	H16.10.1
西船橋駅第 1	自転車	401	S56.5.29
西船橋駅第 2	自転車	456	S56.12.18
西船橋駅第 3	自転車	325	S59.3.31
西船橋駅第 4	自転車	200	S59.3.31
西船橋駅第 5	自転車	350	S59.3.31
西船橋駅第 6	自転車	235	S63.3.15
西船橋駅第 7	自転車	512	S57.4.1
西船橋駅第 9	自転車	335	H3.5.1
西船橋駅第 10	自転車	3,064	H12.4.1
	原付	243	
	自動二輪	59	
西船橋駅第 11	自転車	311	H16.4.1
西船橋駅第 12	自転車	122	H20.9.1
西船橋駅第 13	自転車	263	H21.1.1
	原付	147	
西船橋駅第 14	自転車	76	H20.9.1
船橋法典駅第 1	自転車	303	S55.4.26
船橋法典駅第 2	自転車	840	H27.4.1
	原付	134	
船橋法典駅第 3	自転車	133	H27.4.1
船橋法典駅第 4	自転車	142	H27.4.1
船橋法典駅第 7	自転車	584	H14.4.1
	原付	29	
	自動二輪	11	
原木中山駅第 1	自転車	146	H21.1.1
	原付	12	
	自動二輪	11	
原木中山駅第 2	自転車	191	S56.12.15
原木中山駅第 3	自転車	155	H24.4.1
下総中山駅第 1	自転車	1,119	S59.12.1
下総中山駅第 2	自転車	508	H15.4.1

駐車場名	区分	収容台数	供用開始年月日
南船橋駅第 1	自転車	972	S61.4.1
南船橋駅第 2	自転車	144	H23.4.1
南船橋駅第 3	原付	16	H23.10.1
新船橋駅	自転車	230	S57.10.1
塚田駅	自転車	143	H18.2.1
津田沼駅第 4	自転車	459	H14.4.1
津田沼駅第 6	自転車	59	R6.2.1
薬園台駅第 1	自転車	1,086	S62.9.1
	原付	60	
薬園台駅第 3	自転車	95	H13.4.1
習志野駅第 2	自転車	356	H1.5.1
北習志野駅第 1	自転車	232	S58.12.20
北習志野駅第 2	自転車	387	S54.4.24
北習志野駅第 3	自転車	495	S62.4.1
北習志野駅第 4	自転車	207	H25.9.1
北習志野駅第 5	自転車	150	H5.6.1
北習志野駅第 6	自転車	95	H5.6.1
北習志野駅第 7	自転車	263	S58.12.20
北習志野駅第 8	自転車	275	H7.11.1
	原付	34	
高根公団駅	自転車	1,904	H24.4.1
	原付	124	
滝不動駅第 2	自転車	62	H9.4.1
三咲駅	自転車	170	H21.4.1
二和向台駅第 1	自転車	1,954	S62.4.1
二和向台駅第 3	自転車	217	H4.4.1
小室駅第 1	自転車	1,200	S56.3.31
	原付	85	
	自動二輪	15	
小室駅第 2	自転車	160	H19.1.1
東海神駅第 1	自転車	612	H8.4.1
	原付	106	
	自動二輪	20	
飯山満駅第 1	自転車	772	H12.4.1
飯山満駅第 2	自転車	251	H8.4.27
飯山満駅第 3	自転車	116	H8.4.27
	原付	73	
	自動二輪	25	
飯山満駅第 4	自転車	214	H18.1.1
船橋日大前駅西口第 1	自転車	144	H8.5.1
船橋日大前駅西口第 2	自転車	109	H18.4.1
船橋日大前駅東口第 1	自転車	253	H19.1.1
	原付	25	
船橋日大前駅東口第 2	自転車	165	R3.4.1
三山車庫第 1	自転車	113	S57.4.26
海神駅	自転車	116	H19.4.1
大神宮下駅	自転車	93	H25.4.1
	原付	31	
	自動二輪	15	

建設局

※自動二輪とは、道路交通法第 3 条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）のうち総排気量が 0.125 リットル以下又は定格出力が 1.00 キロワット以下のものをいう。

※平成 28 年 4 月 1 日に名称変更があった駐輪場の供用開始年月日については、当初（オープン当時）の日付になっている。

※令和 6 年 4 月 1 日現在 23 駅 1 停留所に 83 か所の自転車等駐車場、収容台数 37,434 台（自転車 35,339 台、原付 1,864 台、自動二輪 231 台）を整備して、放置自転車対策に努めている。

12

屋外広告物

【都市計画課】

広告物が無秩序、無制限に掲出されることによって街の良好な景観がそこなわれ、また公衆に危害が加えられることを防ぐため「船橋市屋外広告物条例」により、広告物について必要な規制、許可、指導を行っている。

1 許可数

2 除去数

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
はり札	0	0	0	0	0
立看板	23	14	29	29	25
アーチ・のぼり等	690	667	678	667	696
アドバルーン	0	0	0	0	0
自動車等の広告物	235	202	324	279	307
電柱類の広告物	4715	4114	4268	3778	3629
広告板等	1144	988	1171	1253	1249

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
はり札・はり紙	35122	42407	39088	26400	14547
立看板	147	1229	675	827	757
のぼり・旗	1	0	0	0	4
ブリキ看板	0	0	0	0	0

3 みんなの掲示板（公共掲示板）

違反広告物をなくすため、はり紙を掲出できる掲示板（駅周辺に 18 か所）を設けている。 掲示可能な大きさは縦 60cm×横 60cm（JR 船橋駅南口は、縦 60cm×横 42cm）。

○掲出方法

掲出しようとする 30 日前から 2 日前までの間にはり紙を持参のうえ、掲出申請（14 日以内）し、承認印をはり紙に受けた後、掲出できる。

○掲出できないもの

営業目的のもの、法令等に違反するもの、虚偽の内容を表示しているもの等。

○掲出枚数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
枚数	2,157	1,424	1,788	2,212	2511

13 景観

【都市計画課】

市内で、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を行う場合には、船橋市景観計画（平成 22 年 7 月 1 日施行）に基づき、景観に配慮した計画とするとともに、一定規模以上の行為を行うときは、景観法第 16 条に基づく届け出が必要である。○届出件数

	内訳	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
建築物	新築	22	44	33	39	30
	増築	3	3	3	6	0
	改築	0	0	0	0	0
	移転	0	0	0	0	0
	大規模な外観の変更	5	3	7	2	7
工作物	新設	8	11	6	9	9
	増築	0	0	0	0	0
	改築	0	0	0	0	1
	移転	0	0	0	0	0
	大規模な外観の変更	0	0	1	0	0
開発行為等	開発行為	35	46	42	44	35
	開発行為以外	0	4	3	1	1